

第30回

新JICAの環境社会配慮ガイドラインの検討に係る有識者委員会

日時：平成21年9月9日（水）

場所：JICA研究所 大会議室

【学識経験者】

原科 幸彦	東京工業大学大学院総合理工学研究科環境理工学創造専攻教授
堀田 昌英	東京大学大学院新領域創成科学研究科国際協力学専攻准教授
松下 和夫	京都大学大学院地球環境学堂教授
吉田 恒昭(ご欠席)	東京大学大学院新領域創成科学研究科国際協力学専攻教授

【NGO】

木村 信夫	ブリッジエーションジャパン 技術部長
清水 規子	国際環境 NGO FoE Japan 開発金融と環境プログラムスタッフ
高橋 清貴	日本国際ボランティアセンター調査研究・政策提言担当
満田 夏花	特定非営利活動法人 メコン・ウォッチ政策担当

【産業界】

中 博一	社団法人 日本貿易会経済協力委員会副委員長（伊藤忠商事株式会社 機械貿易総括室長代行）
高梨 寿	社団法人 海外コンサルティング企業協会専務理事
千吉良 久暢	株式会社 三菱東京UFJ銀行ストラクチャードファイナンス部プロジェクト環境室上席調査役
中山 隆	社団法人 海外建設協会常務理事

【政府関係者】

佐藤 勝(代理出席：松井 敬一)	外務省国際協力局事業管理室長
高見 博(代理出席：佐々木 啓介)	財務省国際局開発企画官
大村 卓	環境省地球環境局環境協力室長
山浦 崇	経済産業省貿易経済協力局資金協力課企画係長

【事務局発言者】

天田 聖 JICA 企画部業務企画第二課課長

渡辺 泰介 JICA 審査部次長

【事務局以外の JICA 発言者】

岡崎 克彦 JICA 審査部部长

午前9時35分 開会

開 会

○事務局（渡辺） 座長より遅れるとの連絡がありましたので、進行はまた座長にお願いすることとして、到着されるまで、要項について前回からの修正点だけ御説明させていただきます。

1 ページ目の「趣旨」のところですが、前回の資料で「環境ガイドライン担当審査役」という名称と「異議申立審査役」という名称と2つお出ししておまして、前回の議論で「異議申立審査役」とすることになりましたので、「環境ガイドライン担当審査役」を削っております。「環境ガイドライン担当審査役」がほかの場所でも出てきますけれども、同じように削除して、ないしは「環境ガイドライン担当審査役」を「異議申立審査役」に置きかえているということでございます。

2 ページ目に行きまして、4のタイトルは今と同じです。

(3) ですが、**「学識経験者」と「日本国政府」**を追加して、「JICA」を削除しています。これも前回の議論の結果でございます。

(4) も同様に、「任期終了」にかえて**「退任」**にしています。これも前回の議論の結果でございます。

3 ページ目に参りまして、7の「申立人の要件」ですが、清水委員と調整させていただきまして、1つは、自然環境についても申立が可能だということは従来からそうなのですが、それが入っていることをわかりやすくするためにということで、「直接的な」を削除させていただいております。

それから、住民以外の団体につきましては、申立人は住民ですけれども、代理人は住民以外の人もなれますので、特に修正しないということで御了解いただいております。

続きまして、4ページ目の8の「異議申立の期間」でございます。(2)と(3)同様でございますけれども、報告書の概要がウェブサイト掲載後1カ月という案と、最終報告書がウェブサイトに掲載されるまでと、2つの案をお出ししていたのですけれども、とにかくその両方の遅い方に合わせられるようにということで、最終報告書がウェブサイトに掲載されてから1カ月までということで、最終報告書掲載プラス1カ月ということで、より遅い設定をしたというところでございます。

前は8までやったと思いますので、以上が修正点です。あと、これに合わせての修正が後ろの別添の部分に同じように出てまいります。

前回の議論の反映はここまでかと思っているのですけれども、特に漏らしているところはないでしょうか。

〔原科座長到着〕

○原科座長 どうも済みません。地下鉄がおくれまして、東西線で乗り換えの関係で半蔵門線まで影響しまして。

○事務局(渡辺) 先生、済みません、ちょっとおくれるという御連絡をいただいたので、前回からの修正点だけ先に皆さんに御説明させていただきました。それで、「申立人の要件」と「異議申立の期間」だけは委員会後に調整させていただいたところですので、もう説明は済みましたが、確認させていただいて、その後、本日は4ページの9からということでお願いいたします。

○原科座長 どうも済みません。地下鉄がおくれまして影響を受けました。直接影響ではなくて間接影響を受けてしまいました。どうも失礼いたしました。

それでは、宿題2つは今御説明いただいたということで、もう皆さん了解ということでよろしいですか。

満田委員、どうぞ。

○満田委員 今御説明いただいた3ページ目の「申立人の要件」のところで1点だけ確認させてください。

御提案のように、確かに「直接的な」を削ることによって私たちの提案させていただいた内容のかなりの部分はカバーできるのかなと考えております。ただ、1点だけ確認させていただきたかったのは、これを文言どおり読みますと、住民が何らかの現実の——この

「現実の」という言葉が多少解釈によって違ってくると思うのですが、例えばある貴重な自然環境が影響を受けたと。そのことによって、そこで漁業を営んでいた、あるいは非木材森林生産物、森の恵みのようなものに生計を依存していた住民が現実の被害を受けたとして申立をすることは、この文言で恐らく可能だと思います。それ以外の住民、つまりその自然環境に経済的に依存しているわけではない住民が、その自然環境自体への影響を問えるかどうかということだけ確認したいのですが、いかがでしょうか。

○事務局（渡辺） 被害そのものは、経済的にその自然資源を利用している人だけに限られるものではないと考えております。つまり、住民はその自然環境とともに生活しているわけで、そういう意味では、自然環境を経済的に利用しているだけではなく、まさしく生活環境そのものでもありますので、経済面以外の被害というものもあり得ると考えています。

○原科座長 今回の御回答でよろしいですか。

○満田委員 よくわかったのですが、例えば日本の事例で言えば、ある湿原があつて、何かの事業でその湿原で影響を受けることで、その湿原の存在自体を貴重だと思っている日本の国民が、これを当該国に置きかえたとして、そういう方々がその被害を問えるという解釈でよろしいでしょうか。

○事務局（渡辺） 済みません、質問の確認ですけれども、それは当該国ではない、日本の人たちが問えるという意味ですか。

○満田委員 では当該国にしまして、その当該国である湿原がある事業によって影響を受ける蓋然性が高いというときに、当該国民の方々が当該自然の損失に関して被害を問えるかということです。

○事務局（渡辺） それはまさしく被害がどういうものかというのをどう説明されるかによるのではないかと思います。例えば貴重な湿原というのは何なのかと。例えば、1つの種が大きく減少するような状態というのは、その種が独立して生息しているわけではありませんので、当然生態系として影響が及ぼされるという状況は言えるかと思うのですが、そうすると、それがどういう被害をもたらすのかという説明でどういう説明が出てくるかによるのではないかと思います。

○原科座長 これはガイドラインで環境影響をいろいろ規定しますから、その判断によると思います。そのガイドラインの規定に沿ってきちんと判断されていない場合に異議申立をやりますから、一般的にこうだとは言えないと思うのです。ですからガイドラインの判

断次第と申しますか、その判断がそういった観点から正しくなかったという場合に異議申立でしょう。だから、一般的には言えない。今おっしゃったように中身次第ですね。そんなことでいかがでしょうか。

ほかによろしいでしょうか。

大村委員、どうぞ。

○大村委員 今のことで、私もやりとりを聞いていてももう1つわからなかったのですが、この文章を読んでよくわからないのは、被害を受けた当該国の住民であれば、間接的に、あるいは直接的に、どちらでもいいのですけれども、被害を受けていなくても申し立てできるということを確認したいということではないのですか。

○清水委員 それは「被害」という言葉の意味によるだろうとされているのです。「直接的な」という言葉が入ってしまいますと、経済的な損失ですとか移転を伴う損失というふうになってきてしまうと思うのですけれども、「直接的な」という言葉がなくなったときに、今の議論ですと、例えば、ある住民がいて、その住民は直接的な経済的影響を受けない、ただし精神的な、例えば先住民族の精霊崇拜みたいなものがあるといったとき、あるいはその民族にとって非常に重要だと考えられている熊がいて、その熊が事業のために物すごい減少してしまうといったときに問えるのですかと聞いたわけであって、本当に全く関係ない人たちが——あるいは、広い意味で言えば、例えば日本でナキウサギがいなくなったことにしても私たち日本人にとって被害と言えらると思うのです。今のはちょっと大げさな例でしたけれども、現地の住民の人たちが直接熊を食べているわけでもないけれども、その熊が何らかの影響を受けたとき、さらにその民族にとって非常に重要なもの、あるいはその民族が生息している近隣において非常に重要な生態系の一部をなすものとなったときに異議申立ができるのですかという問いなのです。したがって、何も被害がない場合に申し立てることを私たちが訴えられるような主張をしているのですかというのと、それは被害の考え方、被害の定義によるのだろうというのが私のお答えですけれども、お答えになっておりましたでしょうか。

○大村委員 私、この文章がわかりにくいと思ったのは、「被害を受けた」というのが「当該国」にかかるのか、あるいは「住民」にかかるのかということで、この文章をそのまま読むと「当該国」に読めるのです。例えば、熊がいる国で熊に影響が及んだら、その熊に影響が及んだ国、例えばマレーシアの住民であればだれでも申立人になれると、この文章を素直に読むとそう読めるのです。一方で、先ほど同時に修正されたとおっしゃって

いた15ページの(二)を見ますと、「申立人に対して生じた具体的被害または将来重大な被害が発生することの相当程度の蓋然性」と非常に限定的になっておりまして、この2つの文章を見るとそごがあるので、そこははっきりしておいた方がよろしいかと思っております。

○事務局(天田) 趣旨といたしましては、「被害を受けた」は「住民」にかかってまいりますので、もしそこを明確にということであれば、文言の修正で。先ほどの清水さんの御発言もそういう御理解だと認識しております。

○大村委員 わかりました。

○事務局(渡辺) 例えばFAQにそれを記載して明確にするということも考えられるかと思えます。

○原科座長 ただ、今、15ページの文言のところでは整合しないのではないかとおっしゃったのですけれども、(二)の表現は「申立人に対して生じた具体的被害」ですが、この枠の中は「重大な」になっています。「具体的」が「重大な」に。これは同じにしなくていいのですか。それで、3ページは「現実の被害」ですね。「現実の」と「具体的」は何か似ている感じがしますが、それでも、「重大な」というとかなり限定的になるおそれがありますよね。

○事務局(渡辺) この15ページの表現は5ページの表現に連動しておりますので、5ページを御議論いただいた上で、必要であれば修正するというご意見ですので、「当該国」ではなくて「住民」に係るということで、その意味合いをFAQで明確にさせていただくということかと思っております。

○原科座長 それは1つそうですけれども、あわせて今のこともありますね。これはさっといってしまうと、後でかなり影響します。「重大な」判断が常にいろいろなものにかかってきますから。英語で言う **significant** は日本では大変重大に限定していて、同じアセスメント、スクリーニングでも、**significant**、英語の場合は相当程度対象にしますけれども、日本は限定的になっていますから、これは使い方は相当注意しないといけないと思います。

では、今のことで、対象については、今、渡辺さんがおっしゃったようなことで、幅広く住民ということで理解するというご意見よろしいですね。

ほかにご意見ございますでしょうか。

では、宿題はオーケーということでよろしいですね。

それでは、9番以降に参りたいと思います。

4ページ、9「申立書の内容」。6ページの頭まであります。この部分はいかがでしょうか。

○清水委員 今も議論になりました5ページ目の4)、「申立人に対して生じた重大な具体的被害または将来発生する相当程度の蓋然性があると考えられる重大な被害の具体的内容」と書いてありますけれども、これを今の7の(1)の表現ぶりと合わせる方がいいのではないかと思います。いかがでしょうか。

○事務局(天田) 今御指摘いただいたところですが、現行JICAの異議申立制度設置要綱、それから右側でございますJBICのものと、同じ2カ所を改めて見比べてみますと、JICAの方につきましては、3ページ一番下の8の(1)で「重大な被害」と書かれてございまして、5ページの(4)では「重大な」を省略させていただいております。一方で、JBICの方につきましては、3ページの右側の欄でございますが、IVの2「申立人の要件」では「重大な」は入っておらず、5ページの(D)で「重大な具体的被害」と記載させていただいております。両者共通して、どちらかで重大な被害ということを決めているのが現状の状況になってございます。内容等を考えますと、先生がおっしゃられた「重大な」というところの定義の重さというのはあるのかもしれませんが、全く軽微なものを含むよりは、やはり異議申立としては「重大な被害」ということが入ってくるのが適当ではないかなと考えている次第でございます。

○原科座長 いかがでしょうか。「重大な」を入れた方がいいという今の御説明ですけれども。

ただ、3ページのところで前回随分宿題を出して、今回それを処理していただいたところでは「現実の被害」という表現になりましたから、それと整合させる方が新しい仕組みとしてはいいのではないかとということも考えられますね。

フロアからどうぞ。

○一般参加者(田辺) JACSESの田辺と申します。

この文章を英訳されて、後半に出てくるフォームを実際に現地の住民の方々が読まれるということを想定すると、自分たちが実際に被害を受けて、その被害をこの異議申立で訴えるときに思いとどまらせるような表現になっているのではないかと。重大かどうかということが問題というよりは、この表現によって思いとどまってしまう方々がいるとすれば、

それはこの異議申立の趣旨に反することなのではないかなと思うわけで、実際に審査役の方々が判断すればいいことなのではないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○原科座長 異議申立をしづらくしてしまうおそれがあるということですね。

○満田委員 そういった内容面の検討もさることながら、通常考えて、この「申立人の要件」に書いてあることと整合性を持たせたものがここに来るべきなのかなと思っていますので、文言はそろえた方がいいという非常に事務的なコメントで恐縮ですが、いかがでしょうか。

○原科座長 これはそういうことになりますね。

○事務局（渡辺） 現状から言いますと、7の「申立人の要件」と9の「申立書の内容」どちらかに書いてあるというのが、旧J B I C、旧J I C Aでもそうですけれども、要綱で、それをベースにスライドさせているのが今の案になっているということです。整合をとるのは結構で、あとはその表現ぶりをどうするか。ですから、今、7と9と少し違った表現になっておりますので、その表現をとるときにどうするか。そうすると、「現実の」という表現、それから「重大な」と「具体的な」というところがありますので、その辺の表現ぶりの整合というところかと思います。

○事務局（天田） 先ほどフロアから御指摘があった田辺さんの御趣旨だとすると、もしかしたらJ I C Aの、ちょっと今手元に当時の資料を持ち合わせていなくて恐縮なのですが、要件としては、審査役の方が審査をされる際に被害の程度を判断するのだということで7は「重大な」と書いてあって、一方で、申立をされる方が申立のときに自己抑制なり何なりをしなくて済むように、具体的な被害であればまずどういうものかは出してみましようということで、5ページの真ん中のJ I C Aの（4）は「重大な」というのが書いていなかったのかなというのが、今の田辺さんの御指摘をもって思ったところです。ですから、ちょっとわからないのですが、意図的に違っていたということももしかしたらあるのかなと思ったところでございます。

○原科座長 現状の2つのガイドラインは、そういう意味ではもともと整合性が余りないので、現状こうだからという議論はやめましょう。むしろ、今議論した、宿題としてやってきた文にそろえるということにしましょう。そうしないとおかしくなりますね。ですから、「現実の被害」と書いてあるので、「具体的な」ぐらいがちょうど対応するかなと。

「重大な」というのは、まさにそれを判断するのは審査役の役割ですから、具体的に書いていただいて、それが本当に重大かというのは審査役が判断すればいいことです。確かに

前もってこういうのを書いてしまうのは引いている感じでよくないですね。そういうことにしましょう。ですから、「重大な」は削除します。よろしいでしょうか。

○事務局（渡辺） 「重大な」という表現にこだわるものではないのですけれども、かといって、では被害だったら何でもいいのかという議論はあると思いますので、例えば軽微なものを除くとか、そういった観点はあるのではないかと。

○原科座長 いや、それは審査役が決めればいいのでね。そのために審査役がいるので、問題ありません。

○事務局（渡辺） そういうものを書かないと、被害があれば、少なくとも受け付けはできるという状態になるわけですね。

○原科座長 そうしたら余りにも受け付けないという態度になってしまうのです。そんなにめちゃくちゃ出てこないですよ。現に今はゼロなのだから。あたかもどんどん出るような言い方は非常におかしいと思います。事実を見て考えてください。

○清水委員 「重大な」という文言を取ったとしても、申立をすること自体、住民にとっては物すごい労力を割かれるのです。その前には当然JICAとの協議の事実、あるいはプロジェクト実施主体との協議の事実というものもなくてはいけないわけですし、その文書を書くということについても、ふだんこういった文書を書くことになっていない人たち、さらにはJICAのガイドライン、そして異議申立制度をまず勉強しなくてはいけないというところから始まるわけで、相当な被害がなければそんなことはしないだろうというのが私の理解です。したがって、軽微な被害というのがどんな被害なのかわかりませんが、「重大な」を抜かしたからといって取るに足らないような軽微な被害がどんどん異議申立になだれ込んでくるようなことは想定されないだろうと思います。

○原科座長 岡崎さん、どうぞ。

○JICA（岡崎） 「重大な」という言葉は6の「対象案件」のところにも出ています。

「現実に重大な被害が生じているまたは将来重大な被害が発生する」ということで、ここで「重大な」という言葉が使われているのを、受けているのです。何が重大かという判断は、訴え出る方の考え方もあるでしょうし、審査役の考え方もあるでしょうし、今まさに清水さんがおっしゃったようなことも含めて、訴え出ようとするのは、やはり重大だと思っているからその方が訴え出るのだと思います。それが本当に重大かどうか、かつ重大なことが起きかねないかということ判断するのは、審査役は審査役で重大さを判断するので、「重大な」という言葉を取っても取らなくても、多分重大なんですよ。

○原科座長 だから要らないのです。というのは、現行のJICAは、「申立人に対して生じた具体的な被害」、つまり重大ということの中身を具体的に書いてくれと言っているわけだから、これで十分なんです。あえてここで「重大な」を入れてしまうと非常によくないと思います。

○JICA（岡崎） ですから、もし「重大な」という言葉の削除・修正を考えるのであれば、まず6のところでも議論をしていただかないと。

○原科座長 判断のときには、今、岡崎さんが言ったような判断をするわけですからね。

○大村委員 ちょっと議論を整理した方がよろしいかと思います。

6の「対象案件」は、「重大な被害が生じているまたは将来重大な被害が発生する相当程度の蓋然性があると考えられる案件」ですね。案件の要件だと思います。これは審査役が判断する。7の「申立人の要件」は、重大かどうかにかかわらず現地の被害が住民にあるのかどうかということでもあります。そして、今議論している5ページの4)は「申立人に対して生じた」被害ということでもありますから、ここは7の定義からすれば重大性はあえて問われていないのです。具体的な被害を申立人が書くわけですから、それを重大かどうか判断するのは審査役、こういうロジックで十分かと思います。物事の整理とすればですね。

○原科座長 よろしいでしょうか。

では、この件はそういうことにいたします。この部分は「重大な」を削除します。

○事務局（渡辺） 今の御意見は、つまりそれぞれの項目でロジックがあるということかと思いますが、そうすると、7は、これは申立人が考える、あるいは申立人が理解して自分が申立人だという部分ですけれども、9の方は申立人が書くわけですけれども、それを受け付けるべきかどうかというところは審査役が判断する部分です。そうすると、重大かどうかというのは審査役が判断するという御理解だと承りました。

○原科座長 いや、ばらばらにロジックが違うという言い方ではないんですよ。全部がつながってしまっていてね。だから、それぞれのロジックがあるという言い方をするとまた誤解を与えてしまうから、その言い方は適切ではないですね。

○大村委員 私が申し上げたかったのは、6は案件が重大な被害があるのかどうか、7は申立人に被害があるのかどうかだから、その2つは違うのだと。

○原科座長 対象が違うということですね。

○大村委員 対象が違うのです。したがって、4)は「申立人に対して生じた」というこ

とがあるので、申立人のことであれば7に合わせるべきだし、ここは実は6についての情報が欲しかったのですということであれば、「申立人に対して生じた」を取って、案件においてとすべきだと。そういうロジックを整理した方がよろしいということです。

○原科座長 ただ、それは、個々の申立人に生じたものが総合的に案件として問題なのだから、それを構成する部分なのです。だから、具体的な内容を書いてもらうのが情報としては一番大事なので、具体的被害を書いてもらうのがポイントだと思います。現行のJICAのガイドラインはそういう考え方だと思います。だから、ここでは「申立人に対して生じた具体的被害」という表現になっているでしょう。それが大事なんです。それで、重大かどうか、軽微かどうかはまさに審査役が判断するわけで、これは異議申立するほどの問題ではないと思えば却下する。そういう被害の程度はこちらで判断すべきだと思います。

とにかく我々の姿勢としてはできるだけ幅広く異議申立は受け付けるのだというのが基本原則ですから、それに対してネガティブに聞くようなことはなるべく避けたいということていしましょう。だから、きちんと方針をつくってやらないと、余りばらばらに区切っていくと変なことになってしまいます。全体のロジックが通らなくなるんです。別々だという考え方はやめてください。

それで、現実に乱訴のようなことは起こっていないですからね。このことは10年来言われてきましたけれども、実際起こっていないですから。これは事実として。これだけバリアがあるのだから、そう簡単に異議申立できないですよ。

○事務局（渡辺） 申立の際に何か排除的な表現をとらないという意味で「重大な」を申立書に入れないということは結構かと思えます。ただし、申立を受け付けるかどうかという審査役の判断においては、余りに軽微な被害は当然受け付けないという判断がなされると。それは審査役の御判断としてはあるという理解をしておりますので、そこは後の15ページのところでまた議論させていただきたいと思えます。

○原科座長 いや、事務局がそういうことを言うこと自体が問題だと思いますよ。非常にネガティブな印象を受けるでしょう。実際にどの程度の被害かは詳細を見なければわからないですからね。それは審査役の判断です。それはガイドラインに沿って判断すればいいことです。ガイドラインは1つの規範を与えているわけですから、その規範に従って審査役が判断すればいいのです。そのことに対して事務局がこの段階で言うのはちょっとどうかなという感じを持ちます。余りそういうことを強調しないでもらいたいと思えます。

それで、現実に申立のためには事前にいろいろな交渉プロセスがありますから、その段階でそういったものはだんだん整理されると思います。だから実際に、異議申立が乱訴と言われるほど出ていない。乱訴どころか、非常に少ない。これは海外の例でもそうです。

そういうことで、表現も変な誤解を与えないように注意して見てまいりたいと思います。ほかにございますでしょうか。

特にないようでしたら、次へ進んでよろしいですか。

では、6 ページ、10 「異議申立手続のプロセス」。8 ページまでです。この部分で何かございますでしょうか。

○堀田委員（7 ページの3）について確認させていただきたいのですけれども、必ずしも文言を変更した方がいいのではないかということではなくて、解釈についてお伺いしたいということです。「審査役は、我が国及び途上国の訴訟・行政手続、国際機関の手続その他の紛争処理手続において」とありますけれども、この「行政手続」の指す範囲はどの範囲をお考えですかというのが質問です。そう申し上げるのは、例えば J I C A 自身がよく協力準備調査の中でいろいろな紛争処理機構自体を提案することがあります。例えば、協力準備調査中である案件においてグリーンバンス・リドレス・コミッティーのようなものを提案して、結果的にそれが実現して機能しているとしますと、そういうことが実際にグリーンバンス・リドレス・コミッティーの中で審査されているような状況があったときに、それをもって行政手続と言って、この異議申立の留保事由に当たると言えるかということ、それはちょっと言えないのではないかというのが直感的な感想なのですが、いかがでしょうか。

○事務局（渡辺） この「行政手続」の範囲は明確にされているわけではないですけれども、まさしく異議申立手続を進めるかどうかという重複性を考えなければならないかどうかということになると思いますので、そういう意味では、1 つは法的手続が想定されると思うのですけれども、単に個別のプロジェクトに行政上コミッティーをつくって考えることにしたというような場合は、その効力から見て入りにくいのかなと思いますけれども、ケース・バイ・ケースで今は何とも言えないです。

○事務局（天田） 趣旨といたしましては審査役ができるという規定でございますので、先生がおっしゃられたところも含めていろいろなレベル感のものがあり得る中で、審査役が、これはそこでの判断を待った方が適當ではないかという御判断をいただく際にはできるということでございまして、おっしゃられた事例がそのまま今の時点で、それは入らな

いのか、入るのか、そこまでの判断はできない状況でございます。いずれにいたしましても、審査役の方の御判断で、その手続自体ここで非常に重要な事実認定なりされているので、それを待った方が適当ではないかという御判断をいただいた際には、それを待つような形にこういった条項を設けているという趣旨でございます。

○原科座長 訴訟と並べてあるので、法定外手続といいますか、ADRということになりますけれども、日本で言うと公害紛争処理制度みたいなたぐいと考えるとよろしいでしょうか。ある程度そういう効力のある。

○満田委員 この部分に関しては、前回の委員会で提出させていただきましたNGO提案の中に提案させていただいていることがございます。それは何かといいますと、「我が国及び途上国の訴訟・行政手続、国際機関の手続その他の紛争処理手続において係争中」というこの要件ですね。留保または却下という規定をこれについては削除、または、実質的な争点、要は申立人が指摘している事柄が国内法の法律に基づくものに限定すべきだという提案でございます。それはどういうことかといいますと、たとえ争点が同一の事例、例えば移転住民に対する移転後の配慮といったようなことが争われていたとしても、相手国の国内法における訴訟なり紛争処理の場合は相手国の国内法を参照して、それが争われているわけです。ところが、この異議申立手続においてはJICAのガイドラインが参照されて、そのガイドラインにのっとって、それがガイドラインの規定上どうなのかが判断されるので、この事業はその国のこういう法律に違反していて、それがJICAガイドラインに抵触するという主張だったらまだしも、その国の法律違反とは関係なく、JICAガイドラインの規定のこの部分に違反しているというような主張をしたときに、それは当該国の国内法に照らして判断されている当該国の手続を待つて行う必要はなく、やはりJICAのガイドラインを参照して、それとの整合性が問われるべきだという主張でございます。

○原科座長 判断の基準が違うので、同じ問題であっても当該国で判断していることとJICAの判断は違うはずだと。それで、ここはコンプライアンスなのでJICAのガイドラインに照らしてどうかという判断をしてもらいたいということで、これは削除すべきだということですね。

○満田委員 はい。削除または、実質的な争点が当該国の国内法の問題に限られる場合という提案です。

○原科座長 そういう制約的な表現にしてもらいたいと。

今の件はいかがでしょうか。

○松下委員 異議申立の役割ですが、2つあると思うのです。1つはJICAのガイドラインに沿って手続が適正に進められているかどうかということと、それに関連して被害が生じているかどうかということがあって、究極の目的は被害を何らかの形で軽減するか、あるいは防止するということであって、したがって、被害自体が国内法なりよその手続で解決されるということであれば、このガイドラインの異議申立手続を発動しないでもいい、あるいはそういうことの結果を待つという考え方にこの手続はなっていると思うのです。ですから、確かにガイドラインの手続が適正に執行されているかどうかということは1つの論点ですが、目的は被害の解決なり解消ですので、それが別の場で明らかに解決に向けた取り組みが進んでいるという場合はこちらの手続を一時ストップするということもあり得ると思うのです。

○清水委員 この異議申立手続要綱のそもそもの文言を見ていただきたいのですが、この提言はいろいろな場合が考えられているのです。まず我が国の訴訟、それから途上国の訴訟と、これは行政手続というのは我が国と途上国両方なののでしょうか、それから国際機関の手続、その他の紛争処理手続ということで、少し整理して考えた方がいいかなと思っています。

まず我が国の訴訟が進んでいるときに異議申立の争点が一緒の場合にどうするかということですが、これは日本においても行政不服審査を進めつつ裁判で争うということがあるようですし、それは何ら問題ない、よくあることだと聞いておりますので、我が国の訴訟のときにどうするかというのは削除していいのではないかと思います。

途上国の訴訟あるいは行政手続という面においては、ある一定の外交上の配慮も必要なので、これはこのまま残しておくことはいいのではないかと思います。

一方で、国際機関の手続はどうかというと、これは恐らくADBのアカウントビリティメカニズムあるいは世銀のインスペクションパネルを主に指していると思うのですが、ADBはADB、世銀は世銀で、自分たちの政策に違反しているかどうかということで手続が進められると思いますので、JICAはJICAで、JICAのガイドラインに沿ってプロジェクトが進められているのかということで、ADB、世銀の判断をもってJICAが却下してしまう、あるいは却下を可能にしてしまうこと自体がおかしいのではないかと思います。確かに松下先生御指摘の、ほかの場で問題解決がされている場合があるとおっしゃっている点をもっともだと思わなければならないわけですが、ADB、世銀のインスペク

ションパネルあるいはアカウントビリティメカニズムの手続もいつ終わるかわからない場合だってある、あるいは本当にそこで問題解決できるかできないかというのはわからないわけです。一方で、住民が求めているのは迅速な解決なのです。さらにもう少し言えば、住民が本当に切羽詰まった段階に来たときには、あらゆる複数の手段に訴えるということも少なくないと思います。例えばスリランカの南部ハイウェイのケースでは、住民は国内裁判にも訴え、アカウントビリティメカニズムにも訴え、首相に直訴みたいなことまでして、あらゆる手段を尽くして解決を進めようと努力してきたわけです。そういったときに、JICAとして、ほかの機関でやっているでしょうと行ってシャットアウトしてしまうということは避けなくてはいけないというのが、住民が申立をするときに、そういった立場に立ったときに考えられる住民側の観点だと思います。

○原科座長 岡崎さん、どうぞ。

○JICA（岡崎） 別にこの規定はそういったことを否定はしていなくて、あくまでも「できる規定」ですから、審査役がその訴えはもっともだ、これはJICAのガイドラインに沿って考えなければいけないと思えば、審査役は独自にその判断をして、手続を進めればいいわけです。一方で、これは全く同じことが議論されているし、その結果を待ってどう考えるかということをやるということもあり得るわけです。あくまでもここは「できる規定」なので、この部分が強調されてしまいますけれども、やらなくてもいいわけです。それを明確にしているだけなので、審査役がこれは自分がJICAの異議申立審査役として独自に判断すべきだと思えば、ここに当たっていても審査をしていただければいいわけです。ですから、私は、修文しなくても清水さんがおっしゃったようなケースは十分審査役は審査を独自に発動することができるだろうと解釈しております。

○原科座長 田辺さん、どうぞ。

○一般参加者（田辺） JACSESの田辺です。

実際にADBの旧インスペクションパネルで争われた例では、異議申立があった際に現地の政府がADBの事務局と一緒にグリーンバンス・メカニズムをつくって、それを待ってからインスペクションパネルをやろうということで、インスペクション自体が相当おくれた例がありまして、その現地の政府がつくったグリーンバンス・メカニズムというのも現地政府の役人が過半数以上を占めていたということで、ADBはそのアカウントビリティ・メカニズムという制度を改定して現地の問題解決のメカニズムをつくりましたが、それはスペシャル・プロジェクト・ファシリテーターとあって、現地政府から独立した人が問題

解決に当たるといふ趣旨でつくられていますので、現地のグリーンバンス・メカニズムとは明らかに違うのです。争点と同じであっても、実際に意思決定する立場によって変わることもありますので、この規定では争点と同じであればできるとはなっていますが、この文言を残すことによって、争点と同じであるからといって却下されてしまう例が出てくるといふのはやはりおかしいのではないかと思っております。

○事務局（天田） まさに田辺さんがおっしゃられましたように、いろいろな判断の場というのはいくらもあるだろうと。ただ、そのときに、ここの目的がJICAのガイドラインでどうだったのかということ判断するだけであれば、そこはいろいろな場で、JICAのガイドラインではどうだ、ここではどうだというのがあり得ると思うのですがけれども、先ほど松下委員から御指摘がございました、最終的な目的でございます、それによる被害自体の改善というところになってきますと、そこは現実には1つのものになっていく。その際に審査役が、この事例についてはJICAのガイドラインに照らしてどうかということ判断して、それでJICAとしてのアクションをしていった方が適当だろうということであれば、それはそういう御判断で審査を行うということがあり得るかと思えます。これは岡崎が申し上げましたように、それを排除しているものではなくございませぬし、そういうケースはもちろんあるのだろうと。一方で、ケースとして、その中で、やはり今御指摘いただいたようなADBのかなりのところ動いていて、それを踏まえて動いた方が今の時点においては効率的に実際に被害を受けた方の救済にもつながるようなケースであれば、それは現時点ではそちらにゆだねることがあり得るという道を開いているということだと思っております。もし御指摘の趣旨が、例えば、却下というところが行き過ぎなんじゃないかとか、それだったら見守ればいいんじゃないかということであれば、そういう修正があり得るのかもしれないし、そこは審査役にこういった形でほかのところでの御判断を当面見守るといふオプションを設けておくのは適当なのではないかなと考えてございます。

○原科座長 そうすると、「手続開始の決定を留保することができる」ぐらいの表現でとめた方がいいかもしれないということですね。

○清水委員 今の天田さんの御提案は、却下というところのみを取るといふ御趣旨でしたか。

○事務局（天田） そうです。もしその却下がおかしいといふのであれば、そういうこともあり得るのではないかということなのではなけれども。

○清水委員 それは1つの提案だと思います。一方、では留保についてどう考えるのかというところですが、その留保というところにつきましては、例えば9ページの11「理事長への報告」の(4)を見ていただきたいのですが、「審査役は、調査または対話の促進のために更なる時間が必要であると判断する場合には、更に必要となる活動の詳細とかかる活動が不可欠である理由を、報告書において、理事長に報告することができる」と。つまり、新たに情報が欲しい、あるいはどこかの判断を待った方がいいのではないかという審査役の判断があった場合には、この11(4)の規定において実質的には留保できるということになっていると思うのですが、いかがでしょうか。

○原科座長 これはちょっと違うんじゃないですか。(4)は報告書をつくった後ですね。

○清水委員 いや、報告書をつくった後だけとは限らないと思います。

○原科座長 いや、そうだと思いますよ。「理事長への報告」ですね。だから報告のところで書いていますから。

どうぞ、高見委員の代理の方。

○高見委員(代理:佐々木) そこをここは同じことじゃないですかと言ってしまうのはややおかしいかなど。要は、「理事長への報告」のところの話というのは、ちょっと時間が足りないのあと2カ月くださいという程度の話の場合ということだと思いますので、ここがあるから7ページの方は要らないんじゃないかという話では全くないと思います。3)の方は3)の方で別の機能があると思いますので。

ついでにもう1点なのですが、7ページの3)のところ、審査役というのがきちんと独立した人なのかというところのイメージの違いで、NGOさんのお考えとJICAさんのお考えと、ちょっと違う発想になってきているのではないかなと思うのです。JICAさんがおっしゃっていることは、審査役というのはきちんと独立した人がやられています、その独立した審査役の方が、別の場所で同じことが議論されていて同じ解決の道が進んでいるときに、JICAの異議申立手続を進めていくことに意味がないと判断すれば留保できるということを設けておきましょうと。それは、無駄なものを議論させないという意味での効率性を審査役という独立した機関に確保してあげようということだと思うのです。NGOさんが懸念されていることは、審査役の方にもJICAの意見が相当程度反映されてしまうのであれば、こうやって却下しよう、こうやって留保しておくらせようという、そういう話につながっていくのではないかという御懸念だと思うのです。なので、とりあえず私の考えとしては、審査役はきちんと独立した機関としての役割を果たせるとして

おりますので、その前提であれば、ここはできる規定として残しておくことにさしたる害はないのではないかと思いますのですが。

○清水委員 私の発言が誤解を招いてしまったかもしれないのですけれども、私は、審査役がどちらかに偏っているとか、そういうことを想定して申し上げているわけではなく、審査役の機能のあるべき論として、ADBが判断したからJICAは判断しなくていいと門前払いをしてしまう、あるいは世銀が判断したからJICAはもういいのですというのはおかしいんじゃないですかと。審査役は審査役として、JICAのガイドラインに沿ってされているかどうかを判断するわけであって、確かに留保については、情報をとりたい、判断を見たいというのはあるのでしょうけれども、却下してしまう、世銀でその政策の遵守・不遵守が問われて、そこで結果が出たからといって、ではJICAについて世銀のが当てはまるか当てはまらないかというのは全くわからないわけですし、同じような問題があるのであれば、きちんとJICAとして判断するべきだと思っているのです。したがって、審査役が独立しているかしていないかではなく、あるべき論として、審査役はJICAのガイドラインにのっとって判断すべきという趣旨からこの提案をさせていただいております。

○高梨委員 天田さんの提案で留保するというのであれば、その後、文章でありますよね、「審査役は、留保事由の消滅後、なお申立人より異議申立手続続行の意思が確認されれば、手続開始を決定できる」ということで担保されていると思いますので、もしここで留保しても、その後、ほかの機関の状況を見てさらに何かするべきだということであれば、審査役がそういう御判断をして実施することができるということになるかと思うので、天田さんの提案が生きるのであれば、ここはすんなりロジックが通るかと思います。

○満田委員 今、高梨委員が言われた、それから天田さんが言われた、却下という要素を取るということで折り合えるのかなと私は思っています。ただし、清水委員が指摘したとおり、この異議申立の手続の機能そのものは、もちろん問題解決機能が一番重要な機能だと思っておりますが、当該国の国内法での判断が当該国でされたとしても、それとは別に、JICAのガイドラインに照らしてどうであったのかということは非常に重要な機能だと思っております。ですから、却下ということはぜひ削除していただきたいと思っております。何らかの判断で手続の開始をおくれさせることも、住民にしてみれば、国内法の長い訴訟を終えて、本当に疲れ果てるプロセスだと思うのです。本当に一刻も早く何らかの救済の手をさしのべてほしい住民にとっては、手続をおくらせることはある意味非常に酷なこと

だと思うのですが、確かにできる規定ですので、いろいろなケースが想定されるということであれば、留保はあり得るのかなと考えている次第です。ですから、ぜひ却下ということのを削除ということで御検討いただきたいと思います。

○原科座長 フロアの作本さん、どうぞ。

○一般参加者（作本） JETROの作本ですが、私自身は、この規定というのは、紛争処理する上での物差しを提供するという意味で、松下先生がおっしゃったように必要な規定だと思います。ただ、私は途上国の環境保全のことを調べているのですが、やはりギャップが大き過ぎるのです。我々のガイドライン、JICAその他のものはかなり高邁な考え方に基づいて立派なものをつくっているわけですが、実際の途上国での裁判は、私も幾つかつき合ってきましたけれども、言葉は悪いですが、意外なものが出てくる可能性もある。そういうときに、国内法だけは尊重しなければいけないという立場になります。そんなときに、審査役の立場ですと効率性のためにこういう規定が必要であるということは、結論としてはそのとおりなのですが、それにしても、今の却下を削除云々というのももちろん重要かと思うのですけれども、それ以外に、最初に御指摘のあった行政手続、例えばアセスの手続が入っているだけで行政手続とみなすのでしたら、これで手続が全部ストップになってしまうというようなことを考えますと、ここは行政その他の訴訟手続にかかわっている係争中のという意味でとらえるべきでありましょうし、国際機関の場合も、世銀、ADBが判断を出したらそれに全部従わなければならないという、これはできる規定でありますけれども、そこはNGOさんの言うことをしんしゃくする必要があるのではないかと思うのです。

あと、「処理済」。これで本当にいいのでしょうか。係争中の場合には、さっきの事実認定その他で判断を一時留保する必要性はあるかもしれないのですが、処理済みの案件は二度と扱わないというようなことまでここで、できる規定でありますけれども、言ってしまうといいのかどうか。

あと、私、前回は申し上げたのですが、審査役が2名ないし3名ということで、こういう重要な意思決定を行う場合に、単独のどの審査役に当たったかによって判断が変わってしまうというようなことはできれば避けていただきたい。それは独立性ということと裏腹なのですが。そういう意味では、こういう場合にだけでも審査役が合議という形で緊急に集まって判断していただけるようなことがあれば、仕組みとしてはありがたいと思います。

○原科座長 どうもありがとうございます。

最後の審査役の役割は、基本は合議だと私は思っています。ただ、だれか担当役がいないと困るのでということです。その人だけで決めるということにはなっておりません。ですから、その点はよろしいと思います。

ただ、今おっしゃったように、気になるのは、他の国際機関の手続でやっているからいいという話はガイドラインとしては格好悪い感じもしますね。JICAに対するガイドラインの遵守だから、これはあえて書かなくてもいいかもしれないですね。「その他の紛争処理手続」と書いてあるのだからね。確かにあえてここに書くのは格好悪いという感じがします。盛んに世銀のそういう方針に合わせるのはぐあいが悪いと言ってきたので、ここで書いてしまうのはどうでしょう。

○事務局（天田） 結論として、1つは処理済みというのはいいところを御指摘いただいたのかもしれないのですけれども、そこでの判断を尊重するとか、そこでの判断を受け入れるということを申し上げているわけではございませんで、世銀、ADB等も近年、相当程度、事実の認定ですとか、そういったところはかなり力を入れてやってきているところもあると思いますので、そういうものが利用いただけるところについては審査役の御判断でそういうものを利用いただくという意味です。

○原科座長 利用するのはいいのだけれども、手続上でとめたりすることができる、あるいはそういうことに要件として入れるのは、逆に国際機関相互の関係としてもおかしくありませんか。やはりJICAはJICAとしてしっかり判断することが大事なので。これはまさに日本が世界をリードしていくというのかな、こういう1つの規範を示したいのだから、ほかがそうだからということ余り言うのはどうだと。これは盛んにやりましたよね。世銀の……

○事務局（天田） セーフガードポリシーのところだと思うのですけれども。

○原科座長 それはやはりうまくないということになって、表現を変えたでしょう。あの議論からすると、ここでこういうことになっているのは非常におかしくないですか。整合性がとれていない。JICA独自の形で判断を出発しなければいけないということはもう合意しているわけですよ。

○事務局（天田） この1つのポイントは、係争中といいますか、その他の手続が既に始まっているというところがあるのかなと。例えば、JICAに申立があって、それで審査役が御検討いただいているときに世銀に申立がされたら、その時点でJICAの手続はとめなければいけないみたいな話になると、これは完全に上位・下位の関係だと思うので

すけれども。

○原科座長　そういう誤解を与えてしまうから、あえて書かなくても、「その他の紛争処理手続」と書いてあるから、ここに明記する必要はないんじゃないですか。これは下手するとそういう誤解を与えますよね。

どうぞ。

○佐藤委員（代理：松井）　外務省事業管理室の佐藤の代理で参りました、首席事務官の松井と申します。

素人なので的外れのことを申し上げるかもしれないのですけれども、このガイドラインに基づいて審査役の方が判断するその判断材料の中に、途上国の訴訟とか行政手続あるいはほかの国際機関がやっていることというのは当然加味されて、それで審査役が御判断なさるといふ観点で考えると、書き方は変わると思うのですけれども、余り本質は変わらないのではないかという気がしてずっとお聞きしていたわけでございます。そういうものも加味した上で審査役として御判断なさって、留保だ、却下だ、あるいはこれは取り上げるのだという方針が出てくるのかなと感じられたのでございますが。

○原科座長　どうしましょう。

1つは、「または申立を却下」というところを削除して、「留保することができる」という表現。まずそこはどうでしょう。おおむねオーケーと言っていいですか。では、それはそう変えましょう。「手続開始の決定を留保することができる」。「または申立を却下」という部分は削除いたします。そうしますと、一番最後の3行ぐらい、「また、申立が却下された場合であっても」以下は取れますね。というところをまず直しましょう。

さらに、先ほどの「係争中または処理済」。「または処理済」というのはおかしいというところでよろしいですか。これも大体いいですね。

そうしますと、あとは最初の行、「我が国及び途上国の訴訟・行政手続、国際機関の手続その他の紛争処理手続において」云々のところの表現を、今おっしゃったように、いろいろ書かないで、趣旨としては審査役が判断するという事で、余り書いてしまうとこれに引っ張られるような印象を与えるので、表現を変えた方がいいのではないかという感じもしましたけれども、どうでしょうか。だから、「審査役は、他の紛争処理手続において係争中のプロジェクトであって」とやっちゃっていいのでは。審査役が判断するので。中身は、今、佐藤委員の代理の方がおっしゃったようなことでいろいろ考えるでしょうから。

○大村委員 処理において既にいろいろな情報があるのであれば効率的にやるべしというのがJICAのお考えであって、ですからこういう余地も残すべきと。一方で、それを乱用されて、目的に沿わない形、つまり、このガイドラインはもともとガイドラインの遵守あるいは対話の促進を目的としているので、それに沿わない形で打ち切られるのは困るのではないかという一方でのお話、それから、作本さんからもお話がありましたように、途上国特有のいろいろな制約もあるということを考えますと、ちょっと提案させていただきたいのですが、「実質的に同一であると認める場合」ということがストレートになっているのがどうもよろしくないのではないかと。そうしますと、「争点の実質的に同一であって、本ガイドラインの目的に照らし本手続を開始する必要があると認めるときは、手続開始の決定を留保することができる」と。そうすると、審査役は、本ガイドラインの目的に照らし、すなわち対話を促進する必要はない、あるいはJICAのガイドラインの遵守について検討する必要はないという判断を求められるわけですね。実際に留保という決断を彼あるいは彼女がするときには、その説明責任が審査役には生じますので、そうするとお二方の懸念は解消されるのではないかなと思います。

もう一度読み上げますと、「争点の実質的に同一であって、本ガイドラインの目的に照らし本手続を開始する必要があると認める場合には」というような修正の提案でございます。

○原科座長 そうすると、最初の「審査役は」云々は、先ほど私が申し上げたのですが、「審査役は、他の紛争処理手続において」とつなげてしまってよろしいですか。前の部分は列挙しないで。今の趣旨だとそうですね。照らすと書いてあるから、全部含みますね。判断材料はそこにあると。よろしいでしょうか。

○高見委員（代理：佐々木） 今の大村様の提案に基本的には賛成でして、1点だけ確認なのですが、「ガイドライン」とおっしゃられたのは、この要綱ということですよ。

○大村委員 そうですね。失礼しました。

○高見委員（代理：佐々木） であれば全く問題ないと思います。

○原科座長 「本要綱に照らして」ですね。

確認いたしましょう。「審査役は、他の紛争処理手続において係争中のプロジェクトであって、本要綱の」——済みません、もう一回言ってください。

○大村委員 「本要綱の目的に照らし本手続を開始する必要があると認める場合には」。

○原科座長 よろしいでしょうか。

○事務局（天田） 済みません。「プロジェクトであって」で、「審査役が」が削られて、「当該紛争処理手続と本手続と本手続の」と。

○原科座長 そうですね。「当該紛争処理手続と本手続の争点を実質的に同一であって、本要綱の目的に照らし本手続を開始する必要があると認める場合には、手続開始の決定を留保することができる」。以下4行ぐらいありますね。これは続けて残りまして、下から3行目の「手続開始を決定できる」でとめるということになりますか。

○事務局（天田） あと、3行ぐらい上の「または申立の却下いずれの場合においても」というところが削除されて、「手続開始決定の留保の場合においても」ということですね。

○原科座長 そうですね。失礼しました。そのようなことでよろしいでしょうか。この文章は、「手続開始決定の留保について申立人に通知する」とつなげた方がいいですかね。

○事務局（天田） そうですね。「手続開始決定の留保について申立人に通知する」でよろしいと思います。

○原科座長 それで、「審査役は、留保事由の消滅後、なお申立人より異議申立手続続行の意思が確認されれば、手続開始を決定できる」と、そこまでにしましょうか。よろしいですか。

○大村委員 何度も済みません。ちょっと御検討いただければありがたいのですが、先ほど、審査役が本手続を開始する必要があると認めた場合というのが入りましたので、審査役は申立人にどういう理由でそう考えたのかということはきちんと伝えた方がよろしいかと思います。

○原科座長 では、「その理由を付して」とか。

○大村委員 はい。「その理由を付して申立人に通知する」というのが適切かなと思いますので、御検討いただければと思います。

○原科座長 では、今の議論からそういう説明責任があるということで合意していると思いますので、「手続開始決定の留保について、その理由を付して申立人に通知する」という表現にいたしましょう。よろしいでしょうか。

そして、次の文章は、「審査役は、留保事由の消滅後、なお申立人より異議申立手続続行の意思が確認されれば、手続開始を決定できる」と、そこまでですね。

○千吉良委員 1つ確認なのでありますが、留保事由の消滅後、申立人が異議申立手続続行の意思がなかった場合はどういう扱いになるのですか。これは却下になるのですか。

○原科座長 それは申立をやめてしまうのだから、却下も何も……。

○千吉良委員 相手に取り下げを求めるということでしょうか。

○原科座長 そういうことですがけれども、言い方ですね。

○千吉良委員 だから、却下という手続をここで残しておかないといけないのかなという気もしないでもないのですけれども。向こうから取り下げを求めるといふことなのか。きわめて事務的な話ですがけれども。

○事務局（渡辺） 取り下げ手続まで求める必要はないかと思えますけれども。最終的に記録は、年次報告書がありますので、そこに記録されることになると思えます。

○原科座長 これは却下ではないですね。

○事務局（渡辺） 却下ということにもならないと思うのです。

○原科座長 取り下げしてもらえばいいというぐらいですね。では、そういうことにいたします。

ほかにございますでしょうか。

○堀田委員 次の項目で、7ページの（5）の2）についてですがけれども、最初の文、「審査役は」とありまして、その文の後半で「環境社会配慮確認およびモニタリングの確認にかかる事実を確認する」という文言になっておりますけれども、私はこれは限定し過ぎではないかなと思っております。基本的にはこれは旧 J B I Cの方に合わせたということだと思っておりますけれども、J I C Aというのは環境社会配慮を確認するという、それからモニタリングを確認するということをやるのであって、そういうことがきちんと行われたかどうかをこの異議申立手続において確認しますよという趣旨になっておりますけれども、実際には旧 J I C Aの部分も入ってくるわけで、J I C Aは協力準備調査等で実際に環境社会配慮調査の主体でもあるわけですから、その調査が適切であったのか、例えば協力準備調査の環境社会配慮調査でのスコーピングが適切だったのかどうか等々について申立がされる可能性はあるわけですので、それも当然確認しなくてはいけないのではないかなと思っております。

ですので、修正の仕方としては幾つかあると思うのですが、簡単にやるには、確認を確認するというのを、単に確認するという文言に変えるというのが1つの方法かと思えます。そうすると、例えばこの文章ですと、「意思決定までに行われた環境社会配慮及びモニタリングにかかる事実を確認する」とすればいいのかなと思えますけれども、いかがでしょうか。

○原科座長 今の御意見はいかがでしょう。確かに限定し過ぎで、昔より業務内容が広

がりましたので、昔のJ B I Cでしたらこれでよろしかったのでしょうけれども、J I C Aの部分がありますから、プロジェクトサイクル全体を考えなければいけないので、これではまずいと思います。今の御提案のようにしましょうか。これは別に限定する気はないんですよね。

○事務局（渡辺） 特に限定する気はありません。というのは、必要事項はガイドラインの中で規定されていまして、あらゆることが確認という表現になっているわけでもありません。現状でも協力準備調査の手続はガイドラインで規定されておまして、それに関する遵守・不遵守を確認するということになりますので、特に「環境社会配慮確認」、「モニタリング確認」という「確認」という言葉がなくても、審査役のやることは同じかなと思います。

○原科座長 それでは、今の事務局の御説明のとおりでございますので、「環境社会配慮およびモニタリングにかかる事実を確認する」という表現、今、堀田委員のおっしゃった形にしたいと思います。

ほかにございますでしょうか。

私が表現で気になったのがありまして、6ページの(3)の「予備調査」の1)、2行目から3行目、「記載に不備がある場合には、不足部分につき別途申立人より徴求することができる」と。「徴求することができる」というと何か取り立てるという感じがしますが、これはどうですか。「求めることができる」ぐらいでいいんじゃないの。「徴求する」というのはニュアンスとして変じゃないかと思いますが。「申立人に求めることができる」でいいんじゃないですか。「できる」という言い方も変かな。「別途申立人に求める」と。

○松下委員 「提出を求める」。

○原科座長 そう言った方がいいかな。では、「不足部分につき別途申立人に提出を求める」という表現でいかがでしょうか。よろしいですか。

ほかにございますでしょうか。

では、もう1つ、これはどちらでもいい感じもしますが、ちょっと気になったことだけ申し上げますと、8ページで、真ん中よりちょっと上ですけれども、(6)の「紛争解決に向けた対話」の促進の2)です。「審査役は、当事者の見解をバランス良く聴取すべきであり、「中立性」への信頼を損なわないような形態で」と。「形態で」と入れなくてもいいような感じもしたのですけれども。「各当事者への個別ヒアリングを行わなければ

ならない」。「形態で」と強調したことにはどういう意味があったのでしょうか。形だけ整ってればいいのかと言われたらちょっとまずいかなという感じもするのだけれども。

「損なわないよう」でいいのではないかと。「な形態で」はなくてもいいような感じがしますけれども、どうですか。これはあった方がいいのかな。この辺、御意見をいただければと思います。特にこのままで問題ないというのであればそれでよろしいのですが、私はちょっと気になりました。

○事務局（天田） これはJ B I Cのときと同じなのですが、**「損なわないよう」**と言いますと、損なわないように個別ヒアリングを行うというのは、目的のところは個別ヒアリングになってしまうようなつながりになってしまうので、それで何か入っていたのかなとも思うのです。形態ということ自体に意味があるとは思わないのですが、「中立性への信頼を損なわないよう注意しつつ」とか、何かそういうことなのかなと。

○原科座長 「損なわないよう配慮して」とか、そういう感じでもいいですね。

○事務局（天田） 「損なわないよう配慮し、各当事者への個別ヒアリング」ということでよろしいですか。

○原科座長 では、天田さんがおっしゃったような形で、「損なわないよう配慮し」という表現にいたします。

では、10番で特にそのほかになれば、次に参ります。

○大村委員 済みません、クラリフィケーションをお願いします。今のところで「当事者」という言葉が出てまいります、前回もお話があったのかもしれませんが、この「当事者」というのは、一番最初のページの2の「目的」に書いてある「申立人及び相手国等」と同一なのでしょうか、それとも違うのでしょうか。質問であります。同じ「当事者」という言葉が使われているのですが。

○事務局（天田） 御趣旨は、例えばJ I C Aはそこに含まれるのかとか、そういう意味ですか。その他関係者が入るのかとか。

○大村委員 いえ。調査をし始めていくといろいろなステークホルダーが見えてくると思うのです。そういうときに、私は申立人と相手国政府からしか話を聞きませんということなのか。影響を受けた人ですとか、関連の機関ですとか、協調融資をしている機関ですとか、いろいろな人にも意見を聞くということが自然かなと思いますので、そうしますと、2で言っている「当事者」とここで言っている「当事者」は違うのかなと。ただ、文章上は全部同じ「当事者」となっていますので。

○事務局（天田） いろいろな人からヒアリングをするというところにつきましては、このページの一番上の3）におきまして、「その他関係者に対してヒアリングを行うことができる」となっておりますので、この（6）はどちらかというと紛争解決に向けたということでございますので、それで当事者のヒアリングを中立性への信頼を損なわないようにしながらやらなければいけないのだということで強調しているということでございます。

○大村委員 そうしますと、ここで言う「当事者」は、「申立人及び相手国等」と同一ということでしょうか。それとも、その前の1）にある「申立人を含む影響を受けた住民及び相手国等」と同じことでしょうかね。「申立人を含む影響を受けた住民及び相手国等」という対話の対象者のことを言っている。

○事務局（天田） 文言といたしましては、最初から引っ張ってきている「申立人及び相手国等」でございます。

○原科座長 皆さん、そのような理解でよろしいでしょうか。

○大村委員 私はクラリフィケーションをお願いしたので、ここで言っているのはそういうことだと理解いたしました。

○松下委員 同じところの（7）ですが、そこでまた先ほど議論したのと同じ文章が出てきているので、これはまた整理する必要がありますね。

○原科座長 そうですね。さっきのと整合させなければいけないですね。

では、「審査役は、他の紛争処理手続においてプロジェクトが係争中となった場合であって、当該紛争処理手続と本手続の争点を実質的に同一である場合には、調査及び対話の促進活動を暫定的に停止することができる。異議申立手続の停止については、その旨申立人に通知する。審査役は、停止事由の消滅後、なお申立人より異議申立手続続行の意思が確認されれば、手続を再開する」。そういう表現でよろしいでしょうか。

○松下委員 はい。

○原科座長、では、頭の1行半ぐらいだけ削除して、「審査役は、他の紛争処理手続において」という形になります。

ほかにございますでしょうか。

では、11「理事長への報告」に参りましょう。8ページから9ページ。

これは、「受理」という言葉と「手続開始」とどう違うか説明していただいでよろしいでしょうか。

○事務局（天田） 前回御質問があったところかと思いますが、受理、まず受け取ります。

それで1カ月以内に手続開始の可否を判断して、そこから数えますと2カ月、最初の異議申立を受け取った、つまり受理からしますと3カ月以内に調査を終えるということでございます。

○原科座長 手続開始の後に受理に入ると。

○事務局（天田） いえ。受理いたしまして、1カ月以内に手続開始をするかどうかの予備審査を終えて……

○原科座長 予備審査1カ月で、手続開始2カ月、合計3カ月。

○事務局（天田） はい。

○原科座長 ということで、これはよろしいでしょうか。タイミングのとり方。

○大村委員 受理の後、留保という道もあるわけでございますので、ここは「手続開始後2カ月」とするのが順当なのかなと。受理した後、審査役は手続を開始するのか留保するのか決めるわけですよ。留保した場合でも3カ月以内に出すということではないわけで、手続を開始したらですよ。

○原科座長 それが気になったので今聞いたのです。

○大村委員 そうすると、「手続開始後2カ月以内」とする方がロジックとしては正しいと思うのですが。

○原科座長 そうですね。では、「手続開始後2カ月以内」という表現に変えましょうか。

○松下委員 その場合は留保したということは報告されないことになるのですか。

○原科座長 いや、それは報告しないとまずいですね。

○松下委員 却下とか留保ということもどこかに報告しないといけない。

○原科座長 そうですね。それはさっきの7ページに戻るのかな。「申立人に通知するとともに、理事長に報告する」とか、そんなことが必要な。

では、7ページに戻りましょう。今おっしゃったとおりですね。3)のところに戻りますけれども、「その理由を付して申立人に通知する」で終わりましたが、「とともに、理事長に報告する」としましょうか。そうすれば大丈夫かな。

○清水委員 ただ、現在の11が「理事長への報告」ということで、理事長へ報告する際には11にまとめられていると思いますので、まとめて括弧を1つふやすか、あるいはどこかにつけ加えるかした方がいいと思いました。

○原科座長 それでは、こちらに加えましょうか。（1）の後か、その中かですね。

○事務局（天田） 必ずしもそちらではございませんで、順番で流れておりますので。と

いいますのは、7ページが一番上で、手続開始の際には、「手続開始の決定を下し、その旨理事長、申立人、相手国等及び事業担当部署に書面で通知する」となっておりますし、次は却下の場合ということで記しておりますので、留保の場合に報告ということであれば、1)、2)と同様の形で3)に記載させていただくのが適当かなと。ですから、具体的には、「手続開始決定の留保について、その理由を付して、理事長、申立人、相手国等及び事業担当部署に書面で通知する」というのが適当かなと考えます。

○原科座長 「申立人、理事長」、順番はどうしますか。

○事務局(天田) 別にそんなに深い意味があるわけではないのですけれども、上で「理事長、申立人、相手国等及び事業担当部署」となっておりますので、それと同じ順番にさせていただきますのは如何でしょうか。

○原科座長 では、そうしましょう。

ほかにございますでしょうか。8ページ、9ページ。11番はもういいですか。

では、12番、13番。短いですから、12、13は合わせていきましょう。

12番は特にないですか。

では、13番、どうぞお願いします。

○清水委員 13の(2)になります。ここには、審査役が報告を出し、その後担当部署と申立人から意見をもらって、総裁がその後指示を出すわけですがけれども、その後のことが書いてあります。(2)を読んでもいただければと思いますけれども、その後審査役が何をするかというと、「理事長指示の実施状況につき連絡を受け、毎年作成される年次活動報告書において理事長に報告する。また、審査役が必要と認める場合は、その都度理事長に事業担当部署による理事長指示の実施状況を報告することができる」と書いてあるわけです。ここで言っているのは、調査の時点では審査役は独立性を持って現地にも行き、活動ができるわけですがけれども、一たんその期間を終えてしまうと、あとは担当部署から報告を受けるのみであると。そして、その報告に基づき年次活動報告書において事業の状況が記載されるということになりますので、この時点ではそもそもの異議申立手続要綱の審査役の独立性が余り確保されていないかと思いました。担当部署が報告したことをもって年次報告書に書き、審査役の独自に調査をするという機能がないのであれば、極論すれば担当部署が書いても同じようなことになってしまいますので、ここで私たちが提案したのは、理事長指示が出た後の実施状況について審査役が現地訪問を含む調査を行うことができるようにすべきではないかという提言でございます。

○原科座長 今回の点は、審査役の独立性ということはずっと議論してまいりましたので、それに整合するようにここの記述もきちんとしておかないと最終段階のチェックができなくなるということです。

この意見はいかがでしょうか。

これは審査役が調査できるようにしておいた方がいいですね。どういう表現がいいですかね。確かにそうしておかないとまずい。

○事務局（天田） 趣旨としまして、必要な際に審査役に調査いただくことを排除したものではありませんので、そこを明示した方が適当だということであれば、例えば、「連絡を受けるとともに、必要に応じてヒアリング及び情報収集を行い」とかいう記載があるかなと思うのですけれども、現地訪問というのが重要なのですか。必要に応じて申立人とかその他関係者との面会というのが上で使っている表現ですので、そういった表現を活用させていただくということではどうかなと思います。

○清水委員 現地調査という言葉にこだわっているわけではなく、審査役が調査をするときに何をするかという文言がここに入っていれば。

○事務局（天田） そうしますと、審査役が調査をするときの部分は7ページから8ページにかけて記載されているところをございまして、例えば7ページの一番下のところで、「申立人と直接面会し……ヒアリングすることができる」ですとか、「事業担当部署にヒアリングを行い」、8ページに入りますとその他関係者からのヒアリングというところをございしますので、そのあたりを生かさせていただくとすると、「連絡を受けるとともに、必要に応じて申立人その他の関係者に対するヒアリングを行い、その結果を」とか、そういった形の記載があるかと思うのですけれども。

○原科座長 「ヒアリングや情報収集」でもいいのかな。

○事務局（天田） そうですね。

○清水委員 それで結構だと思います。ありがとうございます。

○原科座長 それから、理事長の指示を事業担当部署が実施するという表現ですが、理事長の指示というのは事業担当部署だけではない場合もあるのではないですか。事業担当部署が中心になるけれども、物によってはほかで担当することはないのですか。

○事務局（天田） 事業担当部署の依頼を受けるなりしてほかの部署が出てくるところはあるかと思いますが、ここは一義的に私どもの中でどこかの部署に責任を持って対応させた方がよろしいかと思いますので、事業担当部署が責任を持って、必要があれば他の部署

の協力も得てということだと思います。

○原科座長 では、これはこういう表現でいいですか。「事業担当部署及び必要な関連部署」とか、何かいろいろな表現になるかなと思ったのですがけれども、そこまで書かなくていいと。そういう意味だということですね。

○事務局（天田） よろしいかと思えます。

○原科座長 そういう理解で参ります。よろしいでしょうか。

ほかにございますでしょうか。

○山浦委員 そうしますと、13の（1）の解釈としては、理事長が指示をする対象は専らJICAであって、審査役に対して指示しないということによろしいわけですか。例えば理事長が追加的な調査を必要とする場合、それを審査役に対して指示するということは想定しないということによろしいでしょうか。

○原科座長 なるほど、そういうこともありますね。

○事務局（渡辺） そこは既に審査役の判断という方が示されておまして、9ページの上の（4）ですけれども、必要であればさらに延長できるという格好になっておりますので、理事長がさらにやることを指示するという関係ではなくて、むしろ審査役の判断としてさらに延長が可能なのになっているという仕組みになっています。

○原科座長 審査役の判断はそのとおりですけれども、理事長側からはないのかな。あり得るという感じもしますね。まだよくわからない、もう一度調べてみてくださいということはあるわけですね。審査役のレベルのはわかります。2カ月ね。だけど理事長が最終判断されるわけだから。そういうことはないですかね。何かありそうな感じもしますが、その部分は考えなくていいですか。

○事務局（天田） そこは基本的には審査役がまず御判断いただき、その審査役の報告は、調査が終わって、調査の結果を、9ページの（3）、（4）でございますけれども、まず理事長に報告して、直ちに当事者に対して送付されるところでございます。それに対して当事者は意見書を審査役に提出することができることになってございます。それで、事業担当部署から提出後1カ月以内にそれに対する意見書を理事長に提出するとなっておりますので、この辺が出てきたところで、13の（1）で理事長として指示するという流れになっております。この13の（1）のあたりで不明な点があれば審査役に確認するようなところはあるかと思うのですが、恐らく調査でそれ以上審査役に何かできるかというところでは、余りないのではないのかなと思われまふ。多分、審査役も、十分調査しま

したと。その出した範囲内でさらにクラリフィケーションがあれば、そこでお答えできる
ところはあるかと思いますが、それ以上そこで聞かれたとしても、そこはなかなか、さら
に調査を依頼されても対応は難しいのではないかなと思うのです。

○原科座長 これは今のところ2カ月の延長しかルールがないでしょう。だから、こうい
うことは、紛争状況の場合はそうもいなくて理事長も困ってしまうのではないかとい
うおそれもあります。多くの例でそんなに早く終わっていない場合があるわけでしょう。紛
争で。これは5カ月です。その段階の情報だけで判断しろと言われても困るかもしれ
ないと思いますよ。そうすると、さらに追加調査してくれというのが理事長から出る可能性は
ありますね。組織の長としては、レアにしたいのですけれども、紛争状況の場合は意外と
レアじゃない。

○JICA（岡崎） ただ、メカニズムとしては審査役というのは理事長と同等もしくは
理事長以上で、理事長が指示する対象として審査役をとらえるのはやはりおかしいと思
います。

○原科座長 これは依頼ですから。

○JICA（岡崎） 理事長は、審査役の報告書に基づいて、あくまでも自分の配下にあ
る事業担当部署に対して事態の改善を指示するわけですよ。審査役が理事長に対して意
見を出して、それに基づいて理事長はJICAのスタッフに対して問題の改善を指示する
わけですから、審査役の行動に対して理事長が指示する、依頼する、あるいは行動を制約
するような……

○原科座長 「指示」という表現は適切じゃないですね。

○JICA（岡崎） それは適切じゃないと思います。

それで、さらに調査が必要な場合にどうするかと。

○原科座長 それはつくっておいた方がいいような感じがしますが、どうでしょう。

○清水委員 ほかの機関の例を見てみますと、確かに審査役というかパネルの勧告として、
ここの調査が足りなかった、あそこの調査が足りなかったということがあり、それを受け
て総裁なり何なりが事務局に対して、こういった勧告の中に追加調査を含めるというこ
とは結構あると思うのです。ですから、JICAの場合を考えると、理事長が審査役に追加
調査を求めるといときは、追加調査が必要な場合は恐らく担当部署にその調査を求める、
そして審査役の役割はその調査がきちんとなされているかを確認するということなのでは
ないかと思います。

○原科座長 ということになると、この仕組みで十分対応できますか。この記述で。

○事務局（渡辺） 今、清水委員が言われて、あと先ほど御意見をいただいたように、必要な調査は事業担当部署が実施して、その連絡を受けて、必要であれば審査役がヒアリング等を行えるという格好になれば、それで十分必要なフォローはできるのかなと考えます。

○原科座長 山浦委員、どうでしょう。今のようなことでよろしいでしょうか。

○山浦委員 結構です。

○原科座長 皆さん、よろしいですね。

それでは、そういうメカニズムを通じて追加の調査はできるということで理解しました。

13番はほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。

では、14「情報公開」。

○大村委員 クラリフィケーションですけれども、(6)に「言語は、英語を基本とし」とあります。この言語は何の言語を指しているかが不明確だったのですが、情報公開というところにありますので情報公開のための言語と解することもできるわけではありますが、一方、情報公開の対象は審査役の報告書ですとか年次報告書、それから業務を通じて作成した文書とありますので、審査役はすべての文書を英語で作成し、必要に応じて日本語と現地語を用いるという理解でよろしいのですか。

○事務局（渡辺） そのように考えております。

○原科座長 すべての文書を英語で作成しというような意味……

○大村委員 になりますけれども、よろしいですか。

○事務局（渡辺） すべての文書を英語で作成していくということではなくて、少なくとも情報公開用の文書は英語で作成すると。

○大村委員 情報公開文書というのは特に限定がないのですよね。「審査役が業務を通じて作成した文書」になりますので、審査役が業務を通じて作成した文書はすべて英語でなければいけないということに自動的にになってしまうのですね。私はそれはJICAの負担が非常に大きいと思うのです。ですから、積極的な情報公開を意図してつくるものは英語でつくって、そのほか、内部文書であって要求があれば出さなければいけないものはその都度英語にすればいいというようなのが合理的かなと思います。

○事務局（天田） 「審査役が業務を通じて作成した文書」とおっしゃられたのは(3)のところをございますか。

○大村委員 はい。

○事務局（天田） これは「法の定めるところにより公開する」というところでございますので、いわゆる情報公開請求等への対応がこの（３）のところでございます。まさに通知ですとかウェブサイトでの公開といったところは、申立人ですとかそういったところに御理解いただく必要がございますので、そちらについては英語で、一方で、内部的にお使いいただくものにつきましては法に基づいて公開するだけでございますので、そこは日本語で十分だと考えてございます。

○大村委員 それで結構でございますが、「言語は」で始まるので、後で何らかの整理をなさった方がよろしいのかなと。

○原科座長 これは大事なので、これが残ってしまうので、なるべく誤解ないようにしておいた方がいいですね。「言語は」で何かやりますか。「情報公開の対象とする文書の言語は」とか、そういう表現を入れておきますか。あるいは「情報提供」と言った方がいいのかな。「公開」というよりも「提供」ですかね。こっちから積極的に出しているから。情報公開はリクエストにこたえるもの、提供というのはこっちから出していくと。

○大村委員 あるいは、積極的に公開するものは全部ウェブサイトになっていますので、「ウェブサイトで公開する情報についての言語は」と。それでカバーできるような気がしますけれども、これは後で御確認いただいた方がいいかと思います。

○原科座長 「ウェブサイトを通じた情報提供」ね。

○大村委員 報告書でありますとか、連絡先でありますとか、年次活動報告書、これは全部積極的情報公開ですよ。これについては全部ウェブサイトになっていますので、そこで足りるような気がしますが、いかがでしょうか。

○高見委員（代理：佐々木） 基本的に今の太田さんのおっしゃっていることに賛成でして、１点だけクラリフィケーションなのですが、これは多分 JICA さんに。（２）の「審査役の報告書及び事業担当部署の意見書については公開が原則であり」というところ、これは非常に重要だと思うのですが、これの公開もウェブサイトというふうに 14 の（１）で読むということによろしいですか。

○事務局（渡辺） これは今おっしゃられたとおり、（１）の 1）でウェブサイトで公開と規定しております。

○原科座長 ほかに。

では、今のは、「ウェブサイトで公開する情報に関しては、言語は英語を基本とし」という表現、そういった形にしておきますか。その方がいいかもしれないですね。

それでは、情報公開のところではかにございますか。

○高橋委員 クラリフィケーションなのですけども、14の「情報公開」の(1)の1)で、今の「ウェブサイトで公開される」というところですが、「当事者に送付され」という文言が入ってきていてちょっと気になっていまして、この場合、先ほどの議論にあったみたいに、「当事者」というのは定義の中に申立人と相手国政府も含むわけですね。そうすると、申立人の意見書等も含めて相手国政府に送付されて、それで「法令に基づき不開示とすべき事項の有無について確認した上で」となるのですが、そこでいろいろ問題が生じないかなと。ここら辺のことについてJICAさんでどのように判断されたのか御説明いただきたいと思ったのですが。

○原科座長 申立人の意見書の部分は少し問題を生じるかもしれないという御質問だと思いますが。

○事務局(渡辺) 問題というか、少なくとも法令に基づいて開示できないような情報があり得る、例えば個人情報とかそういうものがあり得るかもしれないので、そこは当事者に送付した上で確認する必要があるという理解です。

○清水委員 ここで少し気になりますのは、問題は法令だけではないと思うのです。例えば非常に独裁的な政権である場合、そういったところで申立が行われた場合には、法令に基づき不開示とすべき事項だけが除外された上で当事者に送付され、あるいは公開されるというのは不適切な場合があるかもしれない。つまり、申立人が不当に利益を害されるような場合があるかもしれない。3ページ目に「審査役の権限と義務」というところがありまして、この(2)の2)に「申立人及び関係者の人権」云々の話を書いてあるのです。ここの趣旨を……

○事務局(天田) より具体的には——済みません、中断してしましまして——4ページの一番下で匿名を希望するかというところが申立書の内容に入ってます。こういったところを踏まえまして、6ページの10(2)でございまして、ただし書きといたしまして、「申立人が相手国等に対する匿名を希望する場合には、申立人に関する情報は相手国等には明らかにされない」とございまして、これを踏まえて、申立書の中で必要な部分、どういう内容かというところは相手国等に伝える必要があるのかと考えてございます。

○原科座長 そういうことですけども、そういう配慮をすることをここに加えて書いた方がいいかということだと思います。

高橋委員、どうぞ。

○高橋委員 いや、これで結構です。

○原科座長 だから、それをここで一言入れておきましょうか。「法令に基づき不開示とすべき事項」については一々書いているので、同じような意味で、「匿名を希望する場合には」云々、人権を保護するような配慮もすると書いておいた方がいいんじゃないかな。

「法令に基づき不開示」というのは書いているわけでしょう。それと同じ意味で。どうでしょう。

○清水委員 先ほどの天田さんの御説明で、確かにほかのところを読めばそういう規定になっているところでは納得しました。原科先生のおっしゃるように、さらにこの14にも書いてあった方が確実だとは思いますが、こだわるところではございません。

○原科座長 清水委員はこだわらない。高橋委員はこだわりますか。私は、「法令に基づき不開示とすべき事項」というのが書いてあるのに人権保護の方は書かないのは何かバランスが悪いような感じがしますけれどね。

天田さん、どうでしょう。

○事務局（天田） もしここに記載するのであれば、人権の保護という抽象的な表現よりは、まさに匿名のところを引用して記載させていただいた方がより明確かなと思いますので。というか、ちょっと違うのですよね。そもそもここで「法令に基づき」と書いておきますのはウェブサイトで公開されるかどうかというところでございまして、それより前の時点で、しかもこれは申立人の意見書ですね。

○原科座長 これは整理した方がいいかもしれないですね。申立人の意見書は分けて書いた方がいいのかな。

○事務局（天田） 「審査役の報告書、申立人の意見書、事業担当部署の意見書については、必要な場合は匿名性を確保した上で、当事者に送付され」と。そうすると当然公開されるものも匿名性は確保されることになると思うのです。

○原科座長 その「、」のところを文章を切った方がいいんじゃないの。そんなことはないですか。当事者に送付することとウェブサイト掲示は違うことだから。これを続けて書いてしまうから、どれがどう係るかがわかりにくくなってしまいうでしょう。送付するときにはそういうことをしっかりしておけばいい。それでウェブサイトは当然匿名に配慮する。

○松下委員 先ほど引用された4ページの一番最後のところに、ただし書きで、「申立人にかかる情報は、法の要請による場合を除き、外部には公開されない」と書いてあります。

ですから、これをもう一回。

○原科座長 同じことをここに繰り返し書いているのですね。だから、これはこっちに書いているのに匿名のことは書かないのは何か変だなと申し上げたのです。そこに書いているのをここに再度書いているでしょう。だから、同じ意味で匿名のこともここに書いた方がいいんじゃないでしょうかというのが私の意見です。

フロアからどうぞ。

○一般参加者（田辺） J A C S E S の田辺です。

ここは簡単に、「本要綱及び法令に基づき不開示とすべき事項の有無について確認した上で」と書けばよろしいのではないのでしょうか。

○原科座長 「本要綱及び」か。

○事務局（天田） 私どもはそれで結構です。

○原科座長 そういうことでよろしいですか。

では、今の御提案のとおり、「当事者に送付され、本要綱及び法令に基づき不開示とすべき事項の有無について確認した上で」といたします。

ほかにございますでしょうか。

○高見委員（代理：佐々木） 関連する論点で、ちょっと私判断しかねているのですが、申立人の意見書は公開するべきなのかどうかというところは判断が要るのかなと思っています。

ちなみに、旧 J I C A の規定では、真ん中の段の 1 3 の（1）で申立人の意見書については公開するとなっていて、旧 J B I C の方はそういう記載はないというか、VI の 2 つ目の黒い丸のところに「環境ガイドライン担当審査役の報告書および投融资担当部署の意見書については公開が原則であり」と書いてあるのを見ると、恐らくは申立人の意見書を公開することは余り意図されていなかったと思うのです。

それを、今回、基本は J B I C ベースでつくっていながら、新しい要綱の 1 4 の（1）の 1）には旧 J I C A のものがまじった結果、1 4 の（1）では申立人の意見書も送付し公開するのだろうなと読める一方で、（2）では「申立人の意見書」という表記が抜けていて、ちょっとどっちがいいのかということだと思ふのです。申立人の意見書を公開しましょう、送付しましょうということなのか、その際には個人情報等がわからないようにというか、申立人が秘匿したいと思う情報は書かないということだと思ふのですが、それが必要なのか、あるいは申立人の意見書は公開しない方がぐあいがいい場合もあるかもしれ

ないと思うのですが、ここについて、例えば国内の手続でどうなのかとか、現地の住民がどう考えるだろうかというところについてどなたか御意見のある方がいらっしゃればお伺いしたいと思ったのですが。

○原科座長 申立人の意見書の中身がわからないとどういう内容か明確にならないということがありますから、そのようなことでJICAではそうなっていると思うのですが、ただ、そのことは諸刃の剣といいますか、さっきみたいに危害が加えられるおそれもあるかもしれないので、その辺がよくわからないところがありますね。これは状況によりますね。その辺はどうでしょうか。NGOの皆さん、いろいろそういう情報を持っておられるでしょう。こういう場合には公開した方がいいのか、逆に公開しない方がいい場合もあるのか。いかがでしょうか。

○清水委員 そもそも申立書は公開されるわけですよね。この件は申立人の意見書ということで、審査役の報告書へのコメントということですよね。その審査役の意見書へのコメントに対して、恐らく一方、JICAの担当部署からまたそれに対するコメントが来て、それは公開される。一方の申立人からは公開されないということになった場合、住民の側からしたら、申立人の方の性格にもよると思うのですが、ここまでの手段を使われる申立人の方からすれば、自分の意見をきちんと言って、それが公開されてほしいと考える方は多いのではないかと思います。逆に、匿名の問題に限らず、それ全体を公開してほしくないという場合、それがどういう理由なのか考えづらいのですが、最悪人権にかかわる部分であるとか、そういう理由は考えられますので、その場合には当然配慮が必要だろうと思います。その配慮については、一番先に引用しました、3ページ目の5の「審査役の権限と義務」の(2)の2、「申立人及び関係者の人権、及び相手国等に係る情報の取扱に配慮し、申立人及び関係者を不当に害するような行動を取らないこと」、この部分を考慮して、そういう究極的な場合には公開しないという判断はあるのではないかと思いますけれども、私の推測なので何とも言えません。

○原科座長 フロアからどうぞ。

○一般参加者(作本) JETROの作本です。

今の申立人の意見書というのは、第三者から見た場合には、前後の経緯、事件の内容がわかるので便利かと思うのですが、こちらの機関としてこれを載せることは、親切心としてはいいかと思うのですが、本当に必要なところでは私もクエスチョンマークです。なぜかという、その次に「法令に基づく不開示」ということで、場合によってはそ

うということもあるというか、名誉毀損とかプライバシーを考えた上かと思うのですが、その場合の法令というのはどちらの国の法令か、準拠を示すには余りに不十分な表現ですね。いっそのこと、申立人の意見書、例えば要旨みたいなのをどこかで触れることになるかと思しますので、これを取ってしまえば我が国の法令ということで、各所に出てきますけれども、貫徹できるのかなという気がするのですが、いかがでしょうか。

○原科座長 フロアからもう1人、どうぞ。

○一般参加者（田辺） J A C S E S の田辺です。

まず事実関係として、世銀、ADBはすべて公開で行っております。趣旨としては、基本的にプロセスそのものをできる限り公開していこうということです。ケースとして考えられるのは、人権侵害が特にひどい国で、個々の村の名前を挙げるとその村に締めつけがあるとか、そういった場合においては恐らく非常にセンシティブにならなければいけないのだらうなと思っています。そういう場合に申立人自身が非公開を要望することができるとしておけばいいのであって、このプロセス上で一律非公開というのは、全体の趣旨から言っても外れているのかなと思います。

○原科座長 すると、この表現、「本要綱及び法令に基づき不開示とすべき」云々にしておいて、「特に申立人が希望しない場合は非公開にできる」みたいなことを書いておきますか。その必要はないですか。今の御意見ですとそういう表現を加えた方がいいように思いましたが、いかがでしょうか。

○大村委員 今の意見に基本的に賛成できると思います。その場合、文章としては、「ただし、申立人が意見書の一部または全部を非公開とする希望があった場合はこれに配慮する」という文章を入れたらいかがかと思います。それで御懸念のことは避けられるのかなと思います。

○原科座長 今の御提案はいかがでしょう。

○清水委員 公開につきましては今の大村委員がおっしゃったことでいいのではないかとと思うのですが、一方で、申立人が非公開にしてくれと言った場合に「当事者に送付され」という文言がそのまま残っているのはおかしいと思いますので、当事者に送付するという件についても今の文章にかけるということでいかがでしょうか。

○大村委員 それでよろしいかと思います。

○原科座長 非公開にしたいという希望があった場合には……、どう言ったらいいのかな。説明がややこしくなりますね。その文を含んだ文章に直しましょう。

- 事務局（天田） 大村委員から御提示いただいた案文をこの1)の最後につけますと、前段は1文でございますので、前半も後半もカバーする形になろうかと思われま。
- 原科座長 「当事者に送付」ということだと、ウェブサイト公開については、番号を2つに分けた方がいいんじゃないかな。どうですか。
- 事務局（天田） 分けるというのがありますが、対象は同じ報告書、意見書、意見書でございますので。
- 原科座長 ウェブサイト公開と当事者送付というのは状況は大分違うのでしょうか。そうでもないのですか。当事者だけなら限られた範囲ですよ。ウェブサイトではばーんと出てしまうわけだから、同じ扱いでいいのかな。
- 事務局（天田） 中身として違う扱いを要するのであれば、中身としての違う扱いだと思います。ここで中身としての違う扱いとしては、「当事者に送付され」の後に、先ほどの踏まえますと、「本要綱及び法令に基づき不開示とすべき事項の有無について確認した上で」ということで、一般に出すに当たって適当でないところはそこで確認するというような表現、それから、この一文の後に大村委員から御指摘いただいた「ただし」の案文が1つ入りますと、前段にも後半にも掛かった形で申立人の意見書の非開示の希望についてはここで対応できるのではないかなと思うのですけれども。
- 大村委員 清水委員の御指摘は、申立人が公開を希望する場合であっても、それが相手国に送られてしまったらまずいというような場合は、それも配慮してあげないといけないのではないかと。
- 清水委員 はい。
- 大村委員 ですから、不開示・開示の希望のほかにも、当事者に送る、送らないについての希望を聞いてあげた方がよいという話であったので、「ただし、申立人から当事者への送付及びウェブサイトでの公開について希望があった場合はこれに配慮する」と、そういう2つを書けば足りるかなと思います。
- 原科座長 では、「送付」という言葉と「ウェブサイト」と、これら2つが明確にわかるような記述にさせていただきます。1)の中に両方を含めて書くというのはそれでいきましようか。
- ほかにございますでしょうか。
- 大村委員 質問ですが、清水委員から、最初の手続をトリガーする異議申立書は公開されるというお話を先ほどされたと思いますが、それはどこに書いてあるのでしょうか。こ

れを読むとそこはないと理解しているのですが。申立人の最初の書類及びそれに対する手続開始とか留保については情報公開の手続がここがないので、そこは皆さんで御議論した方がよろしいのかもしれませんが。

○原科座長 でも、やりとりの議論が見えないで困るというのだったら、スタートの部分が公開されないとおかしいですね。むしろそっちが大事ですね。それはそういうことを明記しないといけないのかな。事務局、これほどのようになりますか。異議申立がスタートしたとき、受理した後。

○事務局（渡辺） 少なくともどういうことがあったのかということについては、異議申立審査役の報告書に記載するという格好で整理されていると理解しております。

○原科座長 それ以外には直接出す必要はなくて、報告書段階で。よろしいですか。

○清水委員 済みません。私、大きな勘違いをしておりましたけれども、なぜ公開できないのでしょうか。

○原科座長 今の議論ですと、受理したときに公開することが必要ではないかという感じがしますけれども、報告書というのは一番最後の段階ですから、タイミングが大分違います。

フロアからどうぞ。

○一般参加者（田辺） 14の（1）の2）の「審査役は……ウェブサイトにて、異議申立の受付状況、手続進捗状況を公開する」と書いてあるので、基本的に、受理された場合に受理されましたということは公開されるのではないのでしょうか。

○原科座長 「受付状況」のところですね。「受付状況」という表現は、それが受理されたということを示すと。

○一般参加者（田辺） そうですね。

○原科座長 ということは、中身も出ると考えていいのですか。中身も当然出るということで理解していいという御意見ですね。

○一般参加者（田辺） そうです。この部分でレターを公開するかどうかというのは、不開示とすべき事項が含まれないよう配慮する。

○原科座長 匿名性等いろいろ配慮してですね。

事務局、「受付状況」というのはそういう理解でよろしいですか。

○事務局（渡辺） ここで想定していたのはまさしく受理されたかどうかという状況でありまして、申立書の公開まで含めて考えてはいないと思います。

○原科座長 でも、「不開示とすべき事項が含まれないよう配慮し」と一々書いてあるから。中身がないなら配慮しなくても。事実だけだったら「不開示」云々は要らないでしょう。「不開示とすべき事項が含まれないよう配慮しつつ」と書いてあるから今のような意見が出たのではないですか。中身も公表するということで。

○事務局（渡辺） 例えば、受け付けましたといっても、どの異議申立なのかがわかるようにする必要はあるわけですね。そうすると、例えば、一番わかりやすいのは、だれが申し立てたのか、申立人の名前を書くというのが一番わかりやすいわけですが、名前を出さないでくれという場合があるわけです。ですので、そういうところで「不開示とすべき事項が含まれないよう」というのが記載されていると。

○原科座長 だけど、その中身は出るでしょう。案件名、どういう問題か。だから、名前は出ないけれども、こういう問題がありますという異議申立があったということを公開するのはのではないのですか。

○事務局（天田） 何分事例がございませんので、詳細まで決まっているわけではございませんが、ただ単に異議申立がありましたと言っても何のことだかわかりませんから、そこは、どこどこ国のこういう事業という表現になるのか、案件名の直接の表現になるのか、異議申立がございましたというところを公開することになるかと思われま。

○原科座長 どういう案件でどういうクレームがついたかということは公開しないとわからないですね。そのときに匿名にしていってほしいというのは匿名にしますけれどね。

○事務局（天田） それは申立書の中に希望のところがございますので。

○中山委員 10ページの14の(1)の1)ですが、「申立人の意見書」とあるのですが、これと申立書とは違うのでしょうか。私は同じだと思っていたのですが。

○事務局（天田） 「申立人の意見書」といいますのは、審査役の報告書に対してさらにちょっと違うのではないのでしょうかというような御意見が出てくるようなものを指しております。

○中山委員 何か途中から入っている感じですね。この「情報公開」は最初のところがないから、やはりおかしいですね。

○原科座長 逆に書いた方がいいですね。

○松下委員 1)と2)をね。

○中山委員 意見書が先に出てくるというのはおかしいですね。

○原科座長 そうですね。

○中山委員 事実があつて。

○事務局（天田） 申立書そのものを公開すべきだという御意見でしょうか。

○中山委員 意見書だけ見たってわからないじゃないですか。どういう事実に対して意見があるのか。これは、常識の範囲と言ったら悪いですけども、おかしいですね。どういう事実に対して意見書があつたのか。意見書だけ公開しても話は見えないですね。

○原科座長 そういうことです。最初の段階のどういう案件かということが公開されなければわけがわかりません。だから、1)、2)の順番を入れかえて表現した方がいいかな。まずどんなものがあつたかというのが公開されて、そしてその後のプロセスについての情報も公開されるということだと思います。そういう理解でよろしいですね。

○満田委員 私も、中山委員の指摘のとおり、ここは意見書からの情報公開について書いた方がわかりやすい、つまり2)を最初に書いた方がいいと思っております。プラス、やはり異議申立の内容がわかる情報を公開すべきだと思っております。

それから、「受付状況」という表現なのですが、手続が却下されることもあるわけですが、異議申立が到着したものについてはすべからず異議申立が来たということがここに記載されるという理解でよろしいのですよね。それで、却下された場合はその理由が付されるという理解なのですか。そこだけ確認したいと思います。

○原科座長 今の件はいかがでしょう。「受付状況」というのは、どういうものに異議申立があつた、そしてそれがどう処理されているのか、「手続進捗状況」と書いてあるから大体そんな趣旨だと思いましたがけれども。

○事務局（渡辺） 「受付状況」は受理についてということになると思います。そうすると、今度は手続を開始したかどうかは「手続進捗状況」のところで示されるという格好になります。

○高梨委員 そうすると、とりあえず申立書が来たものは軽微なものを含めて全部、受付状況ということで列記するのですか。それとも、一たん受けたけれども、内容を確認してこれは軽微だからと落としたものについては、アクションをとった後載せるのか。全部載せるというのも大変なような気がしたのですけれども。

○原科座長 受理の前にチェックがあつて、要件を満たしていれば受理するというものですから、すべて自動的に載るわけではないと思います。

受理の前に形式要件とかはチェックするのでしょうか。

○事務局（天田） まず物理的に受付といいますかレシーブします。その次に5営業日以

内に受理するということになってまいりますので、そこでは確実に全案件、名前がないですとか、連絡先が記載されていないですとか、そういったことがない限りは受理いたします。その後1カ月の間に手続を開始するかどうかの予備調査がございますので、まず氏名及び連絡先が記載されているかというところを確認し、先方に対して受理の通知を行ったところで、第1回目の受付をしまったということを開示することになるかと思えます。

○高梨委員 それで受理できなかった場合は、受理状況のあれには載らないわけですね。

○事務局（天田） そうですね。申立人の氏名及び連絡先が記載されていないということは、どこのだれから出てきたものかわからないということがございますので、それは載らないということになるかと思えます。

○原科座長 そうすると、形式要件としてそこだけですね。申立人の氏名と連絡先が確認できなければ形式を満たしていないと。

○事務局（天田） はい。それが確認できれば受理の通知を出します。

○原科座長 これに合わせて通知が公表・公開されるということになりますか、今の「受付状況」というのは。

○事務局（天田） はい。

○原科座長 ほかにいかがでしょうか。

「情報公開」のところの特にならなければ、先に進みます。

○清水委員 済みません、今の議論ですと、申立書については公開されるということになったのでしょうか。

○原科座長 私はそう理解しましたがけれども、もう一回確認いたします。匿名の希望があればもちろん名前は出ないと。

○事務局（渡辺） どういう申立があったのかということについては審査役の報告書に記載されます。それから調査結果についても審査役の報告書に記載されるということになりますと、逆に申立書の内容というのは、いろいろなことが記載される。つまり遵守・不遵守関係以外のもの、例えばいろいろなコンプレインとか、何しろいろいろなものが記載されることがありますので、基本的には申立の内容は報告書に記載されることになりますので、それで十分かと考えております。

○原科座長 いや、十分じゃないんじゃないですか。タイミングのことがあるので。報告書というのは5カ月後ぐらいでしょう。今のは通知と言っているのだから、そのタイミングでどういう情報が公開されるかという質問です。ですから、タイミングがおくれた場合

には回答になっていないと思いますよ。

清水委員、今のはよろしいですか。報告書に載ればよろしいわけですか。先ほどの議論では、スタートでどういう問題が起こっているかというのをまず知る必要があるという議論でしたね。通知の段階でどういうことがクレームで出ているかがわからないと、その後の意見書を公開されてもわけがわからないという議論をしたばかりですよ。一番最初に中身の概略がわからなければ、その後の情報が余り意味を持たなくなってしまうじゃないですか。清水委員は先ほどそういう前提で議論されたわけでしょう。当然公開されますよねと。

○清水委員 はい、そうです。

○事務局（天田） ただいまのところでございますけれども、報告書になるからと申し上げましたのは、先ほど意見書だけだとわからないという御指摘があったかと思しますので、そこにつきましては、まさに審査役の報告書の中で、まずどういう事案であって、どういう事実でしたと。それで審査役の意見があって、それを踏まえた申立人の意見書でございますので、その流れとしてはわかってまいります。

一方で、もう1つの課題といたしましては、申立を受領したときに、最初の段階でどういう内容が世間の皆様の知るところになるかというところでございますが、渡辺が申し上げましたのは、その時点で申立書そのものを公開させていただくというのは、名前、住所その他、ここの記載というところで必ずしも御本人が望まないようなところもあるのではないかと考えてみると、どういう内容の事案であるかというところを要約した形で公開させていただくのが適当ではないかというのが我々の考え方でございます。

○中委員 中ですが、どのような事をJICAさんは気にされているのですか。例えば、誹謗中傷とか事実と反する記載が申立書にあった場合は、そのような記載は審査役等によりきちんと調査した後で公開すべきだというお考えなのでしょうか。どのような点を気にされているのかというのがいま一つわかりませんので、もう少しお聞かせいただければと思います。

○事務局（渡辺） 申立書はいろいろな格好があり得るわけですので、それは申立人が何でも書き得るわけですから。書類で出すだけです。ですから、単純に言えば事実かどうかはわからない状態なわけですから。調査前ですから。ある申立人の主張が記載されるということになりますので。ですので、どちらにしろ調査結果は出るわけですので、何が問題にされているかということは受付のときに公開すればいいのではないかとということになります。

○原科座長 それはちょっとおかしいと思います。申立書をつくるのに相当いろいろな条件をつけていますから。やりとりがなかったら出せないのだから、そういうおかしいことが出る可能性は非常に低いですよ。だから実際に起こっていないわけです。やりとりをやった上で出すので、今おっしゃったように何でもば一っと意見を出すような形ではないと思いますから、それはちょっと違うと思います。

○松下委員 余り事例はないのですが、確かに申立書と称してファクスで来たりメールで来たりすることがあるのです。それで自分の意見がいっぱい書いてあるということはありません。

○原科座長 でも、それは要件を満たさなければ。

○松下委員 14ページに出てきているわけですが、いろいろ検討する過程で、ちゃんと日本語ないし英語で書いてあるとか、プロジェクトが特定できるかどうかとか、そういうことを確認するわけです。ですから、申立書と称する長い論文のようなものがいきなり来た場合、それを全部公開することはいろいろな意味で問題が生ずると思うのです。

それで、どこまで公開するかということはやはりある程度合意していた方がいいと思うのです。例えば17ページに報告書の骨子例が出ていますが、1に「受理した異議申立の要約」があって、①～⑤で、国名、所在都市名、プロジェクト名称、主張されている被害、指摘されているガイドライン不遵守と。これは最終的に報告書に書くものですが、ここまですべてを書くか、あるいは③ぐらいまで、国名と所在都市名とプロジェクト名称ぐらいまでを公開するかどうかとか、そのあたりで共通理解を持った方がいいと思うのです。確かに申立書として出されたものを全部公開することは、申立した人にとっても不都合なこともあるでしょうし、記載されている事実が特定の人に対する何らかの不利益になることを書いてあることもあり得ますので、それは確認できないので、直ちに公開することについては慎重になるべきだと思います。

○原科座長 質問ですけれども、そうすると、事前にいろいろなやりとりをするということの条件を満たさないでどんどん受け付けてしまうわけですか。これは事前にやりとりする条件もたくさん書いてあります。

○事務局（天田） 先ほど申しあげました受理というタイミングを考えますと、その要件は確認ではなく、氏名と住所ということでまず受理させていただきます。受理のタイミングで情報の公開が必要だという先ほどの御議論がございまして、そういたしますと、その時点でどういうものを公開するかと。今、松下委員がおっしゃったような御懸念を考え

つつ、他方で、受理しましたというだけではわからないとすると、今、17ページで御指摘いただきましたような要約に入ってくる部分を掲載するというのが1つのやり方なのかなどと思われます。

○原科座長 それは別の考えもありますね。不適切なものが来たことに対して、これこれの判断でこれは却下しましたということをレスポンスすれば、どういう基準で受け付けているかがわかるのです。情報公開というのはそういうことなのです。説明責任を果たすことですからね。なるべく公開することがかえっていい効果を生むということがあるのです。確かに変なのが出てきたらぐあいが悪い点も感じますけれども、逆にそういうものは却下されるのだというのがわかりますから、それを非公開にした方がいいかどうかはちょっと考えた方がいいかと私は思います。つまり、そのやりとりがわかれば、そういうものは全部却下されましたよという事実が残れば、そのことが相互理解を促進しますよね。それを全部非公開にしてしまうとかえってその辺の判断基準がわからなくなってしまうかもしれないという感じがしますが、いかがでしょう。

○清水委員 事実関係が間違っていたら御指摘いただきたいのですが、ADBや世銀では少なくとも一律非公開とはしておらず、異議申立書そのものを公開している案件もあったと理解しております。確かに受理したタイミングですべてのものを公開した場合には、受理というのはただ単に物理的に受け取るという作業で、どんな内容かもわからないものですから、障害があるのかもしれませんが、少なくとも手続を開始した時点、つまり手続を開始したということは、審査役が、重大な被害があり、さらにガイドライン遵守の因果関係もあるだろうとなった上で判断するわけですから、手続を開始した時点では海のものとも山のものともわからないものがどんどん来るということではなく、しっかりとした内容の異議申立書が来るということが前提だと思います。ですので、最低限、手続を開始した時点では当然人権に配慮する、あるいは関係者の利害を不当に及ぼさないということには配慮しつつ公開するというふうにするべきなのではないかと思います。

○原科座長 そうですね。手続開始時点は最低限やらなければいけないですね。

○大村委員 今の点、ガラス張りになっていいということを思います反面、作本さんの御意見をお伺いしたいのですが、申立書を手続開始のときに直ちに公開するとすると、先ほどの情報公開の条文に従えば、相手国政府にもこれを出していいですかと聞かなければいけないですね。そうすると、そこで申立内容が相手国政府に伝わる。それが審査役の調査等に影響を及ぼさないのかどうか。そこは私もよくわかりません。調査が行く前に何かイ

ンターフェアがないかとか、そういったことはどうなのでしょう。そこは慎重になった方がいいのかもしれません。

○原科座長 でも、それは、さっきのプロセスを考えると、とにかく交渉した上での話だから、当然相手国政府もわかっているのです。そういう事実がないとこれは出せないのでしょう。さっきのいろいろな条件は。だから、そのことは出た段階で初めてするのではなくて、その前のプロセスでわかっているのではないかと思いますけれども、そうではないのですか。

○満田委員 これは6ページの10の(2)を見ているのですが、受理の段階で相手国には通知が行くことになっているのです。ただ、そこにおいても、「申立人が相手国等に対する匿名を希望する場合には、申立人に関する情報は相手国等には明らかにされないと」なっています。大村委員が御指摘の点もあるかもしれないのですが、それは常に常につきまとう話であって、多分永遠の課題みたいな話だと思うのです。ですから、私も清水委員に賛成でございまして、異議申立書が最初に来た段階では最低限の情報を、そして手続が開始された段階では申立そのものを、申立人がここは公開してくれるなという情報を除いた情報を公開することが趣旨に沿うのではないかと考えています。

○清水委員 済みません、先ほどの大村委員の御質問は作本さんに対するものだったのですけれども、私の知る限りで申し上げますと、世銀なんかの例では、実は申立人等に話を聞いてみると、異議申立があったことによって当該国の政府から不当に何かいろいろなアクションを受けているというようなことは全プロセスにおいてあり得ることだと思うのです。一方で、初期の段階において相手国政府に対して申し立てましたという事実が知られることによってどういうことが起きてきた例が多いかということ、ADBあるいは世銀といった国際機関の事務局側がこれはまずいと思って、今まで補償何たら計画というものを策定していなかったのに、それを急いで相手国政府と協議して策定するようにしたかどうか、むしろそういったいい影響があったとは聞いております。

○原科座長 両面あるのですね。

○高梨委員 今、事実関係で整理できたのは、とりあえず受理したときは出しましょうと。それは最低限でしょうけれども。それから、審査役の報告書では遅い、途中どこかで少し公開できないかということで、先ほど松下委員から例として17ページのが出てきたと思うのです。ここで①～⑤とあるわけですが、ちょっと気になるのが④の主張されている被害というところです。審査役は、その間3カ月等々かけて実際どういう被害かその

他を聞いたりするのですけれども、そういうものが途中段階で出されていいのかなというのが気になるところです。ガイドラインのどの部分が不遵守ですかというところはいいと思います。①、②、③、⑤ぐらいだといいいのではないかと思うのですけれども、実際の被害のところは確認が必要で、審査役の確認前にそれを全部出せるのかなというのが、ちょっと気になることです。

○原科座長 主張されている被害について書くのはぐあいが悪いかもしいないということですか。ただ、その被害が書かれていないと何が問題かわからなくなってしまう。これは一番大事なところですよ。何が問題かというのがわからないと情報としては意味がないのではないですか。不遵守というだけでいいのかな。不遵守を説明するには、被害の中身がないとわからないですね。

○高梨委員 どこの部分が十分でなかったというだけではあれですかね。

○原科座長 抽象的になってしまいますよ。

○満田委員 私が申し上げたいのは、審査役による報告書の公開という原案の1)の話と、2)の受付状況、手続、進捗状況の公開というのは分けた方がいいと思っているのです。受付状況、手続進捗状況はファクトですから、何の見解もまじえずに、こういうものが来た、こういう判断で——判断が若干まじるにしろ、今こういう段階に異議申立はあるという進捗状況を順次公開していくべきところでありまして、今、高梨委員が御懸念を表明された審査役の最終判断にかかるようなところについては、原案の1)の審査役の報告書を、それに関するもろもろの意見書とともに公開されればいいのではないのでしょうか。

○事務局（天田） いろいろ御意見等あるところかと思えますし、比較的詳細にわたるところでございまして、正直言って、これは実際にプロセスが始まってみないとわからないところもあろうかと思えます。皆様からいただきました御意見は、私ども事務局といたしますか、JICAがこれからオペレーションしていく上で十分に勘案させていただきますので、その詳細なところは、この異議申立の要綱に今書くレベルではないところであれば、お任せいただくというわけにはいきませんか。

○原科座長 今の議論を聞いているとちょっと難しく感じましたね、私もそういう気持ちですけれども、ただ、趣旨は書いておいた方がいいのではないですか。今の表現だと誤解を招きますからね。だから、まず10ページの14「情報公開」の(1)の1)、2)の部分ですけれども、2)を上に入れて1)を下に下げる、それはいいですね。それで、スターティングポイントで異議申立の受付状況の表現をもう少し趣旨がわかるようにした方

がいいのではないですか。やはり案件の概要ですね。松下委員がおっしゃったように概要ならいいということですね。

○松下委員 そうですね。国名と所在都市名とプロジェクト名称。

○原科座長 どういった種類のクレームがついているかですね。そういう概要をまず書くという趣旨でいいのではないですか。それから手続の進捗状況を書く。

あと、手続開始の段階でどんな公開をするかはもうちょっと慎重な議論が要るかなという感じがしました。

そんなところでしょうか。

そろそろ予定時間が参りますので、この辺でストップしなければいけない状況になってしまいました。まだ少し残りがありますので、30分だけ延長してよろしいですか。1時間と言いたいところですが、30分で。私も個人的には早く切り上げたいのですが、また集まっていただくのは大変ですので、きょうでけりをつけたいということで、30分だけ延長させていただきたいと思います。——それでは、そのようなことで進めさせていただきます。1時までということになります。

そうしますと、14番は今の趣旨で事務局で表現の仕方を考えていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、15「事務局」、16「見直し及び経過規定」に関してはいかがでしょうか。

よろしければ、ガイドラインの本体はこれで一区切りつけます。

今までのところでほかに特段の意見がございましたらお願いいたしますが、よろしいでしょうか。

それでは、また随分宿題が残ってしまいましたけれども、これはまた事務局で検討していただいて、案文等を用意していただいて、それをメールでフィードバックという格好にいたしましょう。できたら委員会を設けなくてもいいようにしたいと思います。何かどうしても難しい問題が起こった場合にはまた改めて会を持ちますけれども、原則としては、あとはメールでのやりとりということにしたいと思います。

では、次に参ります。12ページ以降の別添の部分でございます。もう時間が余りありませんので、これはまとめていきたいと思っております。よろしいでしょうか。12ページ以降の別添で御意見をいただきたいと思っております。

○堀田委員 先ほどから、留保した場合に申立人にその旨を通知するということが出てきているのですが、その例が却下の部分はあるのですが、留保の通知例がない

ということが1つと、関連して、細かいところですけども、12ページの下の方に受理通知例がありまして、一番下から2行目、「手続き開始・却下の決定については、改めてご連絡します」とあって、留保についての言及がないということがもう1点です。修正については必要だと思いますけれども、様式について必要があれば御用意いただいた方がよろしいのではないかと思います。

○原科座長 留保に対する通知例をつくっていただく、これはそうですね。きょうの議論に出てきましたので、留保は大事なポイントになりましたので、それは事務局にお願いしていいですか。

そういうことで、12ページのところも「留保」という言葉を入れるような格好にした方がよろしいですか。12ページの下から2行目です。受理通知例で「手続き開始・却下の決定」ですから、「手続き開始・却下ないしは留保」とか、そんな表現になりますか。——では、そういうことにしてください。

○大村委員 「または留保」ですね。却下はありませんので。

○事務局（天田） いえ、却下はあります。

○大村委員 失礼いたしました。

○原科座長 開始か却下で、場合によっては留保もある。

では、今の件は事務局にまた用意していただきます。

ほかにございますでしょうか。

フロアの作本さん、どうぞ。

○一般参加者（作本） ここまで議事が進行してきて、さかのぼって申しわけないのですが、11ページの16番で、新しいガイドラインというか、新しい規定をつくる時には、その移行過程をどうするかということが重要なテーマでありまして、前の要綱におきましては17年4月以降の適用ということが書いてありますが、このガイドラインを新しく適用するに当たって、現在動いている事業、例えばダムをつくっているとか、そういう案件について申立が出た場合にどうするかという移行部分のことをここで拾い上げていく必要があるのではないかとということで要望したいと思います。そういう意味では、この16番の「見直し及び経過規定」に、現在動いている案件についても申立があれば対象にするという趣旨が含まれればありがたいと思います。

○原科座長 重大なポイントですね。現在進行中のプロジェクトに関しても異議申立を受け付けるか受け付けないかということですけども、今のは受け付けるべきだという御意

見ですね。

この件はいかがでしょうか。

○事務局（渡辺） この16の（2）で「ガイドラインが適用される案件に適用する」と書いてありますが、この「ガイドライン」は新ガイドラインのことになります。したがって、この要綱は新ガイドラインの適用案件に適用されるということで、今実施中の案件については、現行のJ B I Cガイドラインに基づく案件については現行のJ B I C異議申立要綱が適用され、現行のJ I C Aガイドラインが適用されている案件については現行J I C A異議申立要綱が適用されるという関係になります。

○原科座長 今回の御説明でよろしいでしょうか。

○一般参加者（作本） そうしますと、形式的な質問ですけれども、旧ガイドラインと新ガイドラインは今並行して有効な状態になりかけていると理解してよろしいでしょうか。案件ごとによって違うという御説明でしたから。そういうことならそれでわかりますが。

○事務局（渡辺） 新しい手続要綱がありますと旧ガイドラインに基づく案件と新ガイドラインに基づく案件が併存することになりますので、異議申立要綱も併存するという関係になります。

○原科座長 普通はそういう解釈だけれども、実際的に考えると、そうすると審査役は2人要るのかとか、ややこしくなりますね。どうしたらいいのかな。やはりそこで審査役が扱った方がいいのではないですか。

○事務局（渡辺） 今想定しておりますのは、実際にはこの3つの要綱が併存するのですが、審査役は同じ人が兼ねるということかと思っております。

○原科座長 では、そういう運用でやるということで御理解いただけますか。

○一般参加者（作本） 規定とかルールからするとちょっとおかしいと思うし、もう1つは、審査役の方が新しく入れかわってしまっているということを考えますと、ルールづくりとしてはおかしいかと思うのですが、実際の運用面では今のやり方が妥当で効率的かなということは了解いたしました。

○高梨委員 ただ、1つ懸念されるのは、新ガイドラインの適用が今後だとすると、実は協力準備調査というのはもう動いているのです。それをどれで見るか。要するに、旧ガイドラインにはない事業で、新ガイドラインの適用前にスタートしていると思うのです。だから、質問ですけれども、それはどうなるのか。

○原科座長 それはどうなりますか。次の新しいプロジェクト、今準備中のものは、スタ

ートはしているけれども実質的にはこれからの問題ですね。そうするとちょっとおかしくなるかな。

○事務局（渡辺） 現状では新ガイドラインはまだでき上がっておりませんので、現行のJ B I Cガイドライン、J I C Aガイドラインを使うという格好になります。ですので、例えば現在協力準備調査をやっている案件で円借款になる案件は現行のJ B I Cガイドラインを適用するということになるわけです。

○原科座長 それはちょっと考え直した方がいいと思います。少なくとも新J I C Aになって以降のものはさかのぼって適用した方がいいんじゃないかな。その先がありますよね。

○事務局（天田） 私ども、そもそも両ガイドラインともにそれなりのものを以前つくっていただきまして、それで運用してきているわけでございます。今回、昨年10月に統合になりまして、そのタイミング及び新しいところをいろいろ反映してよりよいものにしていこうということで、ガイドラインの御議論を前々回までいただいたわけでございますが、基本のところは大きく変わっていないと認識してございますし、その中で適切な環境社会配慮を確保していくということだと思っております。さかのぼってという話になりますと、これまたさかのぼって適用した場合、今度は要請側の準備の話ですとかそういったところをさかのぼってやり直すのかというようなところも出てまいりますので、そこは基本的には現在の、今まさにございますガイドラインで我々はオペレートしているところでございます。

○原科座長 現在進行中の協力準備調査はどのぐらいあるのですか。

○事務局（天田） 協力準備調査の件数で申し上げますと、何か月か前に御説明申し上げたところで、正確な数は忘れましたが、有償、無償、技協、いろいろな形でございますので、100何件とか、そういう数字にはなってまいります。

○原科座長 だから、それがいいのかな。これはちょっと考えた方がいいですね。何かうまい方法をね。

○事務局（天田） 例えば、協力準備調査の中で、協力準備調査になったから環境社会配慮の調査をその中でしていませんか、そういう話ではなくて、我々、当然そのところはきちんとした手続というか、実質的に担保するようにやっています。ただし、どの環境社会配慮ガイドラインが適用されるかというところになってきますと、これはまさに途上国側への説明等で、どういったものがガイドラインなのかと、新しいものできちんと勉強して手続もやってもらわないといけませんので、そこは遡及的というのはなかなか

難しいところがあるということでございます。

○原科座長 プロジェクトサイクルで順番にいきますね。案件形成から始まって、その段階が変わった場合に、全部古いのを入れてしまうわけですか。それはそうではない？つまり、融資の判断とか、次の段階へステップが進んでいくでしょう。スタートしたのには全部古いガイドラインを適用するのですか。それでいいのかなということですよ。ちょっと気になります。そういうことになってしまうのかな。100件スタートしている。そうすると、案件の形成段階で、その先は長いですね。融資があつてモニタリングから実行までであるでしょう。それでいいのでしょうか。

○堀田委員 そうではないんですよというのを確認していただきたいのですけれども、現在行われている協力準備調査があつて、それがプロジェクトの上流段階だったとして、仮に新しいガイドラインが適用された後に、実際に融資を行うかどうか、本体事業を行うかどうかということを意思決定する段階になったとすると、それは新しいガイドラインの適用の対象になると理解していたのですけれども。

○原科座長 私もそう理解していましたが、今のお話だとずっと古いのでいってしまうみたいだから。これはちょっと困るんじゃないかな。

○事務局（渡辺） ガイドラインの要求事項がファイナライズされた段階で、単純に言えば、既に準備がある程度進んでいるようなものはさかのぼり適用は難しいと思いますけれども、特に相手国にとっての手續もありますので、これからすぐに適用して大丈夫なものなのか、その辺の整理をしたいと考えています。

○高梨委員 現場から言いますと、今お2人がお話しされたように現実にはしっかりやっているのです。新ガイドラインのあれを入れながら。ですからそういう心配はないのですが、旧JICAガイドラインでは協力準備調査というスキームが掲載されていないのです。でも実際に今行われているのです。私どもは、もう精神的な話ということで、環境社会配慮をしっかりやりましょう、ステークホルダー協議をやりましょうということでやっているわけです。だから若干決めの問題でもあるのですけれども、形式的に見るとどこにも書いていない事業を旧ガイドラインでやっているみたいなどころがあつて、そこは質問かたがた申し上げたいと思います。

○原科座長 では、きょうは時間がないので、また改めてそのことをきちんと議論いたしましょう。

では、別添でそれ以外にございますでしょうか。ほかに12ページ以降でございますで

しょうか。

申立書例、受理通知例、手続開始通知例、それから却下通知例、このところで留保の場合の通知例もお願いしました。それから検討結果例。そのこのところで、15ページの真ん中より下の(二)「申立人に対して生じた具体的被害または将来重大な被害が発生することの相当程度の蓋然性」、先ほど私は「重大な」というのはここでまた入れる必要はないのではないかと申し上げましたが、これはどうしましょう。「申立人に対する具体的被害」という表現した方がいいんじゃないかな。どうでしょう。上と同じにする。「具体的被害または将来」。「重大な」のかわりに「具体的」。

○事務局(天田) そのこのところで申し上げさせていただきますと、まず12ページの申立書例の2でございしますが、ここは申立書に何を書くかというところを明確に、申立人に対して重大なということの記載を求めるものではないということだったと思いますので、ここは「重大な」は要らないと思うのですけれども、一方で、先ほど大村委員からも御指摘いただきましたが、案件のところとして「重大な被害」は要件としてあったところでございます。そういたしますと、15の審査役が御判断いただくところにおきましては「重大な」が残るのではないかなと考えてございます。

○原科座長 手続開始要件の(二)は「申立人に対して生じた具体的被害」だから、今の話とはちょっと違うんじゃないですか。今、プロジェクト云々の話とおっしゃったけれども。ここに「具体的被害」と書いてあるのに、どうして箱の中は「重大な被害」になってしまうのかという素朴な質問です。だったら箱の外側にそう書かないわけでしょう。15ページの(二)は「申立人に対して生じた具体的被害または将来重大な被害が発生することの相当程度の蓋然性」と書いていますから、そのことを記載しているかないかというチェックリストでいいんじゃないですか。この文に関しては同じことを書けばいいんじゃないですか。

○大村委員 (二)については、申立人の要件についての判断でいいんですよね。そうしますと、7の(1)に書いてある申立人の要件をそのまま引っ張ってくるのが一番自然だと思います。

○原科座長 しかも、(二)の項目はその趣旨で書いてあるのです。箱の中だけ表現が変わっているから、これを箱の外側と同じにするだけです。

今のところはそれでよろしいでしょうか。御異存なければそうします。「具体的被害」ということでいいですね。「具体的被害または」と、上の文章とそろえただけです。

○事務局（天田） 上とそろえますと、3ページの6の「対象案件」というところにそろったような検討結果が必要になってきてまして、これを……

○原科座長 いや、対象案件の話ではなくて、これは手続開始要件の申立人の要件云々の流れで書いてあるわけですね。

○事務局（天田） そうですね。2「手続開始要件」といたしましては……

○原科座長 対象プロジェクトのところは（ロ）ですけれどね。（ハ）は期間。そして（ニ）は「申立人に対して生じた」と書いているのだから、プロジェクト全体の話ではなくて、申立人に対して生じた問題なのです。だから、「具体的被害」でいいんじゃないですか。

○事務局（天田） そういたしますと、3ページの6「対象案件」で、5つのスキームと、「JICAがガイドラインを遵守しなかったことにより、現実に重大な被害が生じているまたは将来重大な被害が発生する相当程度の蓋然性があると考えられる案件に対して行うことができる」となっております、ここを確認するプロセスが……。いずれにしてもこれは例ではございますので。

○原科座長 「重大な」というのをここに入れたことで逆に整合しなくなってしまうということかな。前に直したから。その下の7の「申立人の要件」のところでは「直接的な」を外しましたね。「現実の被害を受けた」という表現になっているので。それと「現実に重大な被害」というのはやはり違いますよね。だから、これが合ってなくていいでしょうかという話になりますね。だから、逆に言うと、6の方は「現実に被害が生じている」で、「重大な」は取ってもいい。そうすれば全部そろってくる。後半の表現は「または将来重大な被害が発生する」云々でしょう。「現実に重大な被害が生じているまたは将来重大な被害が発生する」という表現を見ても、この辺の表現が6と7で違っていますけれども、これは違ったままでいいと考えるか、あるいは整合性をとった方がいいか。どうでしょう。

○満田委員 恐らく天田さんは3ページ目の要綱の本文の「対象案件」の要件、「申立人の要件」を付属の検討結果例の中に反映させるべきだという趣旨で、だとすれば（ロ）あたりなのかなと私は思っていたのです。

ということで、提案としては、（ロ）のところを本文と整合するような形にする。そして、申立人に関する要件も大村委員指摘のように本文に合わせた形にして、メールベースでの最終版というのに反映させたいかがでしようかという提案でございます。

○原科座長 ただ、対象プロジェクトでそう書いてしまうと結構ややこしくなりますね。

○大村委員 全体の思想についての私の理解は、異議申立手続がきちんと発効して審査役が調査等を行うのは、重大な影響が生じているもの、あるいは生じる可能性が高いものについてやる。そして、その調査をやって実際にそうかどうかを確かめるところだと思うのです。ただ、被害を受けている方からの訴えに対して敷居を低くするためには、その方が重大な影響を受けたかどうかは限りません、とりあえず被害があれば訴える資格がありますよということだと思うのです。6と7で書いているのは。そうしますと、受付を却下するかどうかについての判断で、申立人の書面だけで重大かどうかというところまで判断してしまうことができるのかなという疑問を私は持っています。したがって、ここでは、申立人の要件がそろっているかどうか、それからJICAの案件について特定できるかどうかということだけで判断して、その後、実際にそれが重大なのかどうかということを予備調査で判断すればよいのかなと思いますが、いかがでしょうか。

○原科座長 今おっしゃったとおりです。そういう意味で申し上げました。予備調査で審査役が判断しますからね。そのためには、まず具体的なものを書いていただくことがもっと大事なのです。具体的なものを書いていただければ、それが重大かどうかを判断する大きな手がかりですから、ここでは具体的被害を書いていただくことが優先すると思います。では、これはそのようにいたします。よろしいですか。

○事務局（天田） 済みません、正確に理解しないとイケませんので。

今の太村委員の御指摘ですが、却下につきましては、予備審査——あ、そうですね。わかりました。失礼いたしました。

○原科座長 では、今のことで決定します。

○事務局（渡辺） 「重大な」を落とすのは結構なのですが、ここでは基本的には明らかに軽微な被害の場合には却下されるという理解でよろしいのでしょうか。

○原科座長 だから、それは審査役が判断します。

○事務局（渡辺） 審査役のクライテリアとして、要するに被害が存在するか否かということではなくて、ある程度被害の程度も勘案されるという理解でよろしいですね。

○原科座長 6はそういうことです。案件が本当に重大な被害になっているか。それは具体的なクレームを聞かないとわからないですから。そういうことです。

それでは、15ページの(二)は、「重大な被害」のかわりに「具体的被害」というぐあいに2カ所書き直していただいて、それで情報を集めた上で、今御質問がありましたよ

うに審査役が予備調査で判断することになります。

ほかに。

○満田委員 3ページ目の7では「現実の被害」という表現をしているのですが、座長の御提案は、ここも「具体的被害」にそろえるという御趣旨でしょうか。

○原科座長 どっちの方ですか。3ページも変えろということですか。

○満田委員 非常に形式的なコメントなのですが、3ページ目の本文とここのチェック項目は基本的に同一の方がいいかなと思っているのですが、「現実の」とするか「具体的」とするかということは、実は私自身はそれほど大きな意見は持っていないのです。

○原科座長 7とそろえるなら、「現実の被害」と書いた方がいいのかな。その辺はどうでしょうか。

○事務局（天田） 統一しておいた方がわかりやすいかなと思いますけれども。

○原科座長 では、15ページを6に合わせて「現実の被害または」と書きますか。「具体的」と書いた方がいい感じもするのですが、どうでしょう。「申立人に対する現実の被害または将来」、何か変だな。変な感じがしませんか。だから「具体的」と書いたと思うのですけれども。

○清水委員 「現実的な被害」といいますと、却下するときに、では非現実的な被害というのは何だろうと思ひまして、それよりは、申立人の被害がきちんとわかった方がいいので、「具体的被害」の方がいいのではないかと思います。

○原科座長 「具体的被害」の方がいいですね。そうすると、逆に今の議論で6の表現を変えるかな。要するに具体的に出してもらいたい。

作本さん、どうぞ。

○一般参加者（作本） 私も今の「具体的」、「現実の」という用語の選択、どちらかということについて悩んではいるのですが、現在と将来という、そういうセットで考えるのならば時間的な変更でもよろしいのですが、ここで前回か何かに議論したとおり、自然保護だとか生態系だとか、人間が直接影響を肌で受けていないようなことまで審査役をお願いしたいということになりますと、「現実の被害」となるとあくまでも身体・生命・財産という、そのあたり人間のそこに限られてしまうということで、自然生態系が外されてしまう懸念が若干あるのではないかと思います。そういう意味では「現実の」という言葉にちょっと自信を持ってないのですが、まだ幅広いのではないかと。あと、「将来の」という後半の、現在と将来というふうに2つ分けたととれるのではないかという気がいたします。

○原科座長 7は今のままの方がいいと。

○一般参加者（作本） 「現実の被害」と。「現実」という場合には、自然生態系も、身体・生命・財産も入るし、それを将来に持ち越した場合に、「重大」という程度レベルは主観的ですからこれは落としたということで、現在及び将来の人間と自然界両方とも含まれる可能性が残るのではないかと。

○原科座長 「現実の被害」という今の形でよろしいということですね。

「現実の被害」について具体的に書いてもらいたいという意味だから、そう書きますか。

15ページは「現実の具体的被害」と書いた方がいいのかな。

○高見委員（代理・佐々木） 具体的に書いてくれということだと思いますので、「記載あり」というところを「具体的な記載あり」としたらよいのではないかなと。要するに、被害云々というところに形容詞を足していくことはしない方がいいのではないかと思いますので、「申立人に対する」、ここから7にそろえて、「現実の被害または将来重大な被害が発生する相当程度の蓋然性について具体的な記載あり」という形がいいのではないかと思います。

○原科座長 どうでしょう。最後のところは「具体的な記載あり」の方がいいのではないかということですが。だから、現在だけではなくて将来もまとめて具体的に記載すると。その方がいいですかね。そうすると、「申立人に対する現実の被害」というのはその前の言葉を使ってしまいますか。それで「具体的な記載あり」と。そういう表現にしましょう。では、7と「現実の被害」というのは合わせた上で、「記載」の前に「具体的な」を入れる、そういう直しになります。よろしいでしょうか。では、一致したところでこういたします。

ちょうど時間が1時になりました。この辺で切り上げなければいけないということになりますけれども、ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

それでは以上ということで、この段階で異議申立手続要綱の修正に関して一応議論がまとまったということになります。ただ、若干作業をしなければいけない部分がありますので、それは事務局にお願いして、それをフィードバックしなければいけないですね。ということで、会合は設けなくてメールでやりとりしたいと思います。そんな段取りでよろしいでしょうか。

それでは、事務局、スケジュールを。今こんなことになりましたけれども、どのように進めるか。

○事務局（渡辺） 何日ということはちょっと今申し上げられませんが、事務局として必要に応じて委員と御連絡をとらせていただいております。修正案をつくりまして、修正案をまた委員の皆様にもメールでお送りして、これでよろしいかという確認をさせていただくという形にしたいと思います。意見がまとまれば、確認できましたという御連絡をさせていただきます。ただ、もしまとまらないようであれば、座長に御連絡申し上げて、委員会が必要かどうかをまた御連絡するということになるかと思っております。

○原科座長 どうもありがとうございました。

それでは、当面は委員会を開かないようにいたします。うまくいけば、そういうことでフィードバックをしていただけて、メールベースあるいは個別に御相談いただくこととなりますけれども、そしてガイドラインの原案、異議申立手続要綱、両方の案ができました段階でパブリックコメントに入る。それからパブリックコンサルテーションですね。ですから、これは一月かからないうちにいきたいと思っておりますけれども、そのような感じでいきたいと思っております。それから、これを英訳しなければいけないので、これはきょうの段階では間に合わなかったですけれども、そちらの方も公表前にフィードバックはしていただくことにしたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、次回につきましてはしばらく間があくかと思っておりますけれども、よろしく願いいたします。どうもありがとうございました。

午後1時05分 閉会